

大刀洗町告示第2号

平成26年第17回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年2月24日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期日 平成26年3月6日

2 場所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|-------|-------|
| 平田 信將 | 黒木 徳勝 |
| 後藤 晴一 | 平山 賢治 |
| 山田 英敏 | 林 威範 |
| 安丸眞一郎 | 花等 順子 |
| 平田 一成 | 森田 勝典 |
| 山内 剛 | 長野 正明 |

○応招しなかった議員

平成26年 第17回 大刀洗町議会定例会議録（第1日）
平成26年3月6日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成26年3月6日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

（1）議長の報告

①検査結果の報告

②委員会所管事務調査の報告

（2）町長の報告（あいさつ）

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命について

日程第6 議案第1号 大刀洗町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

日程第7 議案第2号 大刀洗町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第8 議案第3号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第4号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第5号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第7号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第8号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第9号 大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第10号 大刀洗町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第11号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第12号 大刀洗町大刀洗支所設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 議案第25号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第20 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第15号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第16号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第17号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第18号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第19号 平成26年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第26 議案第20号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第21号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第22号 平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第29 議案第23号 平成26年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第30 議案第24号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

（1）議長の報告

①検査結果の報告

②委員会所管事務調査の報告

（2）町長の報告（あいさつ）

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命について

日程第6 議案第1号 大刀洗町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

日程第7 議案第2号 大刀洗町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第8 議案第3号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第4号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第5号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第7号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第8号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第9号 大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第10号 大刀洗町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第11号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第12号 大刀洗町大刀洗支所設置条例を廃止する条例の制定について

日程第18 議案第13号 損害賠償の額を定めることについて

日程第19 議案第25号 損害賠償の額を定めることについて

日程第20 議案第14号 町道路線の認定について

- 日程第21 議案第15号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第16号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第17号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第18号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第19号 平成26年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第26 議案第20号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第21号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第22号 平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第29 議案第23号 平成26年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第30 議案第24号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

出席議員 (12名)

| | |
|----------|-----------|
| 1番 平田 信將 | 2番 黒木 徳勝 |
| 3番 後藤 晴一 | 4番 平山 賢治 |
| 5番 山田 英敏 | 6番 林 威範 |
| 7番 安丸眞一郎 | 8番 花等 順子 |
| 9番 平田 一成 | 10番 森田 勝典 |
| 11番 山内 剛 | 12番 長野 正明 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 安丸 国勝 | 副町長 | 佐藤 嘉洋 |
| 教育長 | 倉鍵 君明 | 総務課長 | 山本 浩 |
| 税務課長 | 東 義一 | 健康福祉課長 | 渡邊 康弘 |
| 地域振興課長 | 久次 桂二 | 産業課長 | 矢野 孝一 |
| 建設課長 | 重松 俊一 | 子ども課長 | 大浦 克司 |
| 会計課長 | 須山りつ子 | 生涯学習課長 | 福永 康雄 |
| 住民課長 | 川原 久明 | 総務課企画監 | 高良 朝子 |
| 総務企画係長 | 田中 豊和 | 財政係長 | 平田 栄一 |
| 監査委員 | 棚町 和幸 | | |

開会　開議午前9時00分

○議長（長野　正明）　皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第17回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日、町の広報担当者より、議場内での写真撮影の申し出があつてありますので、これを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野　正明）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、平山賢治議員、5番、山田英敏議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野　正明）　日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。平田委員長。

○議会運営委員長（平田　一成）　皆さん、おはようございます。3月定例会の初日で、けさはすがすがしい朝を迎えたことだと思います。議会運営委員長の平田一成でございます。

3月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成26年2月27日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側から安丸町長、佐藤副町長、山本総務課長の出席を得て協議をいたしました。

会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、3月6日から20日までの15日間と決定いたしました。

会期15日間の内容ですが、まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただき、散会後全員協議会が開催されます。

各会計の新年度予算については、全議員で構成する予算特別委員会を設置して委員会に付託していただき、10日月曜、11日火曜、12日水曜、13日木曜に審査していただきます。

7日金曜、8日土曜、9日日曜は休会といたします。

10日月曜は本会議を再開し、議案7号、12号、補正予算案4件を審議し、採決をお願いしたいと思います。

12日水曜午前中は全員協議会が開催されます。

14日金曜は休会といたします。

15日土曜は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

16日日曜、17日月曜、18日火曜、19日水曜は休会といたします。

20日木曜は本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようここにお願いをいたしまして、報告を終わります。

○議長（長野 正明） それでは、お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から3月20日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成25年12月分、平成26年1月分、2月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。まず、議会運営委員会の平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。平田委員長。

○議会運営委員長（平田 一成） それでは、議会運営委員会の視察報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、1月30日、31日に隣の佐賀県基山町議会と白石町議会を視察研修いたしました。30日は、基山町議会に視察しましたが、ここは人口約1万7,000ぐらいで議員13人で、人口比ですると大刀洗町の議員12人とほぼ同じぐらいでございます。

また、一般質問については一問一答方式で、休日議会のときは答弁を含め60分、また通常議会のときは70分という取り決めがなされております。その質問者のほとんどの方が時間いっぱいに使われるので、町民への知らせには各質問者の予定時間がきちんと書き込まれております。

基山町議会の議会報告会は、25年7月に第1回が開催され、現在まで4回実施されているそうですが、ここでもやはり若者が来る人が少なく、何かいい方法はないものかと言われています

た。これは、どこの報告会でも同じ悩みではないかと感じました。

また、議会基本条例の制定については、基山町議会では今後の研究課題だそうでございます。

また、一つ変わったといいますか、それは議員にあて職がないということです。というのは、ただ監事だけは議員さんが1人なっておられるそうでございますが、平成21年7月に全員協議会において議員の委員会への就任については、国からの要請は受け入れるが、住民代表、あるいは学識経験者などということについては、議員は就任しないと取りまとめられています。そして、平成21年8月に町長に通知しているそうでございます。

続きまして、31日は白石町議会を視察研修いたしました。

この白石町は、旧白石町、有明町、福富町3町が平成17年1月1日に合併し、町名が白石町になったそうでございます。3町合併で人口が当初は2万7,900人ぐらいおったのが、現在では2万5,300人ぐらいで、合併当初よりも2,600名ほど減り、この町でも人口は右肩下がりと言われておりました。

そして、平成19年の合併当時、19年の6月の議会で議員提案で、合併当初定数が26あったのを8人減らし、18人に次の選挙からと決定されております。今現在18名の議員を、あと2名削減するよう区長会より提言があつておるそうで、今後議会で検討するそうでございます。

また、白石町議会も、ここも基山町議会と同じで、一般質問は一問一答方式で、時間は少し違いますが、1人90分以内とされております。

また、ここでは傍聴者には議員と同じ議案書の貸し出しが実施されております。そして、22年度からケーブルテレビ放送が定例会の開会日と一般質問の日に開始したということで、傍聴者が物すごく減ったと言われております。

また、平成23年9月議会において、議会基本条例を制定し、議会で可決され、12月1日から施行されております。ここは、その中に執行部の反問権が設けられております。しかし、今までに2回ほど反問がありましたそうですが、スムーズに終わったと聞いております。

大刀洗議会でも、おくればせながら昨年の12月議会で議会基本条例を制定し、可決したところです。大刀洗町では反問権はつけておりません。（「つけております」と呼ぶ者あり）失礼しました。ごめんなさい、間違いました。それは反問権は取り消します。

また、ここでは我々のように各公民館に回って議会報告するのではなく、議会出前講座というのをやっておられるそうでございます。それは、議会は議会活動を知らせるために、議員が3～5名に班をつくって町民の皆さんとの会合へ議員が出向いて行くということです。

集落、あるいは老人会、PTAなどの会合などがあるときに、開催14日までに議会申込用紙において議会事務局へ申し込むこと、そして午前9時から午後9時までの間で、約2時間以内ということを決められておりまし、町内に在住、勤務、在学している10人以上の団体グループ

などが申し込むそうでございます。これも一つのいいアイディアだと参考になりました。

この白石町は、有明海に面し非常にノリの産地でございますが、ここでお聞きしましたところによると、ノリの生産高が年間約200億円というすばらしい収入源があるようでございます。

これで、私の議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） 次に、総務文教厚生委員会より報告をお願いします。花等順子委員長。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） 総務文教厚生委員会の活動報告をいたします。

1月28日、1時半から委員会を開き、「介護保険改革と基礎自治体」というタイトルで勉強会をいたしました。講師は、東京財団の研究員兼政策プロデューサーの三原岳氏です。医療、介護に特化した国民会議報告書の背景や、国の施策の方向性などについて説明を受けました。

出席議員は、委員全員と議長です。自由参加で黒木議員と山内副議長と地域包括支援センターの矢野センター長、田代さんが出席されました。介護保険については、今後の変化もありますし、引き続き勉強していきたいと思っております。

2月14日、9時30分から平成26年度の主要施策等についてを議題とし、税務課から説明を受け質疑をいたしました。出席者は委員全員と議長でした。終了後、図書館に関する提言書をつくりました。

2月28日、9時から終日、平成26年度主要施策等について所管の総務課、地域振興課、住民課、子ども課、生涯学習課と順次説明を受け、質疑をしました。出席者は委員全員と議長でした。終了後、図書館に関する提言書の内容を検討しました。提言書は今会期中にまとめ、最終日に提出したいと思っております。

これで、総務文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（長野 正明） 次に、建設経済委員会より報告をお願いいたします。山田英敏委員長。

○建設経済委員長（山田 英敏） 建設経済委員長の山田でございます。9月議会の中で空き家、廃屋対策について的一般質問がありました。大刀洗町の現状調査を行政と地域で行い、3月議会で条例化する方向で進めてもらいたいという要望をしたために、町としては住民課が担当課となり、対策会議を重ねているとの報告を受け、私たち建設経済委員会としても、先進地を視察し、条例制定に向けた協力をすべきだと思い、近隣の先進市町村である朝倉市を視察することにいたしました。

朝倉市と1月8日に訪問するということでアポイントを事務局のほうからとってもらい、視察研修を正月早々に行ってまいりました。

朝倉市も都市部への流出、経済的な事情等によって管理されない空き家が増加し、老朽化した危険状態になった空き家に関する相談がふえていったと。条例制定前までは、相談、苦情の内容によって関係各課が対応し、処理していたが、抜本的な解決になるものではなくて、被害、危険

な状態になった後の応急処置を行うだけで、相談、苦情の解決に至るものではなかったと言われております。

相談、苦情件数がふえる傾向にある中、住民から「窓口が不明でたらい回しにされた」とかいう苦情が出てきて、議会の一般質問の中でも老朽危険家屋対策の要請があり、条例化の必要を指摘されたということあります。

そこで、条例制定のため検討会議が設置され、メンバーは建設課、消防防災課、環境課、都市計画課の課長、係長で構成され、今までの事例や先進地の状況を参考に条例、素案策定に向けての会議が重ねられたということです。

検討会議では資力の関係、権利の関係、契約の関係、その他に分けて意見をまとめ、そして条例制定のための検討事項として、行政代執行の是非について、所有権者の住所、氏名の公表について、解体補助等の支援事業等について、老朽危険度の判定基準について、市、市民及び所有者等が連携し、老朽危険空き家の適正な管理を行うことを条例の目的とすることについてに関して検討をされました。

条例案作成後は、パブリックコメントを平成23年12月1日から21日まで実施し、その結果の意見としては、条例制定の最終目的は、危険空き家を撤去することから、所有者が命令に従わない場合、強制執行の方法として行政代執行法による行政代執行ができるような内容にしていただきたい。2番目が、行政代執行は手続が非常に面倒であるから、民法上の事務管理による方法を講ずることを条例上も明記していただきたいと、この2件が意見として出ております。

それから、行政代執行に関する検討会議もされまして、まず代執行によって撤去される財産を破壊することは、原則許されない。2番目が、代執行にかかった費用は、当事者本人に費用納付の義務が発生するということ。それから、3番目は、代執行が違法だった場合、建築物の所有権者は強制徴収された費用や、代執行のときに誤って壊された損害の賠償の義務が発生する可能性があると。このような所々の検討会議や常任委員会等の審議を経て、平成24年3月議会で議決し、24年4月1日から条例が施行されております。

本条例は、老朽化し危険と判断された空き家に限定しており、事務手順としては市民から市役所の都市計画課へ相談をされると、次の手順で指導するということでお聞きしました。

まず、事前相談票を作成し、詳しい状況を聞き取りにより記録する。それから、2番目に現地確認を行う。施行規則の認定基準に基づき、危険度判定を市役所の建築士が行い、評点100点以上を老朽危険空き家と認定する。判定結果は、条例判定会議の4課で審査して決裁をすると。

それから、次に認定リストに搭載し、次に認定台帳を作成し、市で所有者の住所、氏名を調査、不明の場合は区長、近隣の住民の情報により転居先を調査。所有者が判明すれば、文書によって通知を行う。助言通知により反応がない場合には、通知到着の確認と空き家の現状説明を行い、

危険な状態である旨を所有者へ説明し、管理・解体への必要性を促す。

それから、次に相続人への交渉を行う場合には、財産放棄をしている場合があり、この場合は家庭裁判所にも照会する必要がある。

次に、指導に応じてもらえない老朽危険空き家の所有権者へ配達記録便で勧告通知を行い、これにも応じない場合には、所有者へ命令文書を送付すると。この命令文書は、内容証明郵便で送付されております。

命令文書通知によっても反応しない場合は、老朽危険空き家の所有者、これを庁舎掲示板やホームページで公表すると。公表により対象物件と所有者の住所、氏名を不動産業者へ公開が可能となり、第三者への所有権移転による解決も期待できるということです。

それから、条例制定後、24年度には15件、25年度には22件の申し出があったそうです。

条例制定後の課題としては、資力不足により取り壊し費用が不足したり、また権利関係、これは財産放棄により権利者が不在、あるいは抵当権設定等の債権の問題、また法令問題としては、空き地にした場合、固定資産税が上がる。

問題解決への対応としては、老朽危険空き家対策検討会議を設立し、行政代執行等の検討もする必要があると。しかし、朝倉市は特定行政庁でもないので、建築基準法による代執行はできない。災害時の応急措置、あるいは応急公用負担、非常時における土地の一時使用など、他法律に基づく代執行が必要な場合には、検討会議を実施し対応を検討するというふうにしてあります。

また、関係法令としては民法、災害対策基本法、建築基準法、道路法、戸籍法、地方税法、自治法との関係する法律があります。

このような状況の中、皆さんも御存じかと思いますが、2月9日の新聞によると、国が「空き家対策の推進に関する特別措置法」を今国会に議員立法で提出するとされておりました。この法案では、国の指針策定のほか、市町村には空き家への立会い調査権を付与し、税に関する個人情報を対策に内部利用できるとしています。

また、空き家になる理由として、建物を取り除くと固定資産税が増加するということで、国や自治体に対して必要な税制上の措置等を講じるものとするとしております。

また、法案では、市町村は倒壊の危険性が高い、またごみ屋敷のような衛生上有害になる、また景観を損なうといった条件のいずれかに該当する空き家を特定空き家として指定し、所有者に解体や修繕、立木の伐採などの命令ができるとしております。従わない場合は、50万以下の過料または行政代執行の手続も指定しております。

このような状況の中、我が町としては、この16条の法案が成立するめどがついた時に条例を制定するぐらいでいいのではないかと思っております。

一応以上で、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（長野 正明） 次に、議会改革特別委員会より報告をお願いいたします。山内剛委員長。

○議会改革特別委員長（山内 剛） 全員構成による議会改革特別委員会の行政視察研修報告をいたします。

期日は平成26年1月16日から17日、2日間。研修内容は、議会報告会についてがまず第1点、それから、議会基本条例制定後の運用状況についてが第2点、研修先は1月16日が佐賀県鹿島市議会、17日が長崎県大村市議会でありました。

それでは、鹿島市のほうから結果を申し述べさせていただきます。

鹿島市は、議員の定数が16名、それから議会基本条例の制定日が平成22年10月、それから、報告会についての研修内容でございますけど、ここは班の編成を4名から6名ぐらいに分科して、3班で地区がまたがっておりますから、6地区を研修をされ、報告をされているとお聞きしております。

その内容につきましては主要施策、それと意見交換会、それと報告会につきましては、いつにやるとかいうことは決めてないと。必要に応じて行うというようなことになっておることを伺つておるわけでございます。

今後の課題としては、やはりテーマの設定、何を皆さんとの議論にするのかというのが非常に問題であるということを聞いております。それから、もう一点は開催時期、この2点を今後の課題としてあります。

それから、条例制定後の運用状況ですけども、条例を制定しまして平成23年5月より3班体制による議会運営と改革検討会設置を、それぞれの分野で検討なされているっちゅうことを伺つております。

それから、条例の今後の運用状況の中にも入りますけど、反問権につきましては、今後もうちょっと考える必要があるかなということもありました。

それから研修、それから広報紙の充実なんかも今後の考える項目であるというようなことを伺つております。

今後の取り組みといたしまして、まず議員間の討論をまずやりましょうっちゅうようなことを鹿島市議会のほうは聞いておるわけでございます。

それから、特筆することは、その他にちょっとなりますけれども、消防団本部役員と、それと建設業協会との意見交換会をなされたっちゅうことは、私もちょっとある意味ではいいというような感じを受けたわけでございます。

鹿島市のはうは以上でございまして、次は大村市です。大村市は議会基本条例制定が21年4月。ここは「市民と議会の集い」っちゅうようなことで、住民との意見交換会をされておるわけでございます。ここも4班に班を編成されまして、ここも大村は非常に山間地もございますし、

8地区をそれぞれの議員さんが必ず2年間のうちに1回は意見交換会に、議会の集いに参加されるような仕組みをとっておられます。

毎年3月及び9月の定例会終了後に行っておるということでございます。各地区に関係が深い、要するにそこの地区に関係が深い件をもう説明するんだと。エリアも広いもんですから、そうでないと非常に意見交換会でも盛り上がらないということを聞いております。

課題といたしましては、やはりうちの課題とも一緒なんんですけど、特定の市民ではなくて多く参加してもらうための周知方法並びに開催方法並びに意見要望の処理の仕方等を言われておりました。

それから、条例制定後の実施でございますけど、重要な施策等については、議員の共通認識と議会の質を向上するために、毎月21日に議員間でいろいろ勉強をされておられます。ちなみに、当大刀洗議会も2月から毎月月曜日に、全員でいろいろな項目について討議をしようつちゅうことで始めたとこでございます。

それから、その他ではここもちょっとうちとは違いまして、町内会会長会連合会との懇談会を定例に開催をしております。ここもやはり8地区ございますから、8地区伺っておるつちゅうようなことでございます。

その他、いろいろ細部にも研修してきたわけでございますけれども、それをひっくるめまして、最後に私たちこの町の委員会としまして、今後の参考、研修の結果はこうやるんだつちゅうことを申し述べさせていただきたいと思います。

まず、議会報告会でございますけれども、まずは私たちがまず大事なんんですけど、住民への呼び込みが不足していると。特に若い人たちや女性の参加を促さなければならぬと。

それから、区長会等各種団体との懇談会が重要ではないかつちゅう意見を出しました。

それから、全員協議会の定例会は先ほど申し上げましたように、毎月第一月曜日と。

それから、自由討議、議員だけでの自由討議がやっぱり必要でないかつちゅうことをみんなで協議したとこでございます。

それから、一般質問に関する件でございます。これは今度からなされるということですが、第1質問から発言席から質問したほうがよくはないかつちゅう、この時点ではこういう検討をしたわけでございます。

それから、広報に関する件でございますけど、通信網による動画配信がやっぱり私の町はおくれておるんじやないか。今後やっぱ進める必要があるんではないかというようなことを、やはり2日間の研修によって大いなる意見が出まして、今後の糧として私の報告とさせていただきます。

○議長（長野 正明） これで委員会所管事務調査の報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成26年第17回大刀洗町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、東日本大震災の発生から間もなく3年を迎えます。この大震災については、被災地はもちろん、日本の政治、行政、経済に至るまで、国民生活に大きな影響を及ぼしております。

国においては、5年間の集中復興期間を設け財源措置が講じられているところであります。平成26年度については5,723億円の予算措置が予定されておりますが、被災された方々のことを思うと、一刻も早い復興を願うものでございます。

現在、政府与党においては、日本経済復興のための経済政策、いわゆるアベノミクスが展開されており、一時の勢いほどはないものの、円安や株価上昇基調の効果もあり、ようやく長引いたデフレ不況から脱しつつあるように感じております。

昨年2月に発表された民間調査機関24社の経済見通しによると、実質GDP成長率の平均値は、2013年度が前年度比プラス2.3%、2014年度が前年度比0.8%となっておりまして、2014年度以降について一旦は消費税率引き上げによる悪影響を受けるものの、経済対策や輸出の回復などを背景に、景気の回復基調は途切れないとの見方で意見が一致しているようございます。

国においては、総額5兆5,000億円余りの補正予算が本年2月6日の参議院本会議で可決成立しており、主に消費税増税に備えた経済対策として、競争力強化関連費用に1.4兆円、復興防災安全対策の加速化に3.1兆円、家計支援対策が6,500億円などの重要課題に取り組むこととされております。

また、今後の原発のあり方を含めたエネルギー政策やTPPにおける日米の関税交渉など、国民生活に密接にかかわる喫緊の課題が山積している状態ですが、いずれにしましても住民が安心して暮らせる社会の実現のため、実効ある対策を進めてほしいと願っているところであります。

さて、財政面に目を向けてみると、皆様御承知のとおり、国の借金が増加の一途をたどり、過去最大を更新し続けております。国の借金残高は2013年6月末に1,000兆円を初めて超えましたが、その後も借金の増加に歯どめがかからず、同年末で約1,018兆円まで膨らんでおりまして、今後の償還費の負担を考えると、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されております。

当町の財政については、地方交付税や国、県の補助金など、依存財源が歳入の約3分の2を占めております。起債残高は平成24年度まで縮小傾向にありましたが、平成25年度は普通建設事業費の影響で増加しております。

町としては、将来国からの交付税などが減少することがあっても持続可能な行財政運営ができるよう、効果的、効率的な事務の執行を図りながら、自主財源の比率を高めるなど、財政の健全化に取り組むことにより、自立のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

このため、平成26年度の予算編成に当たっては、義務的経費を除いた経常的経費についてマイナスシーリングを導入するとともに、過去3カ年の支出実績を勘案しながら予算査定を行うなど、無駄削減の取り組みを行ったところでございます。

しかしながら、効果的で効率的な行財政運営を行うためには、予算編成についてより一層の工夫が必要でありまして、今後も継続的に検討を重ねながら改善を図ってまいります。

現在、日本は少子高齢化社会、人口減少社会に突入しており、厚生労働省が発表した最新の人口動態統計によると、2013年における人口の自然減は24万4,000人と過去最高を記録しております。これで7年連続の自然減になりますが、今後もこの傾向は続くものと予想されております。

なお、当町の人口は、前年との比較ができるよう外国人を除いた人数で言いますと、平成26年1月末現在で1万5,374人となっており、対前年同月と比較すると、プラス3人でございます。しかしながら、中・長期的に見れば、今後当町でも人口減少や高齢化の一層の進展が予測されており、町として現役世代の定住、転入につながる取り組みを推進する必要がございます。

昨年10月には、地域振興課内に定住促進施策の担当を設けたところでございまして、子育て支援や教育環境の充実など、既に当町の強みと言われる取り組みを土台に、子育てしやすい町として都市部などに積極的に情報発信を行ってまいりたいと考えております。

また、次代を担う子供たちを安心して産み育てができる環境整備の一環として、来年度から乳幼児医療費の無料化枠を拡大する予算を上程しております。

地域から元気な子供の声が聞こえ、大刀洗町で子育てできてよかったです、大刀洗で子育てしたいと思っていただけるよう、なお一層子育て支援と教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、女性が元気なまちはまちも元気であり、審議会などでの改選期にあわせて女性委員を積極的に登用するなど、女性がその経験と能力をあらゆる場面で十分に発揮できる環境を整えてまいります。

皆様御承知のとおり、当町は総面積の6割を農地が占める農業のまちですが、昨年末には、政府は5年後をめどに米の生産調整、いわゆる減反を廃止する方針を決定いたしました。国の施策が大きく変わろうとする中で、基幹産業の農業をいかにして守っていくか、皆さんと一緒に考え、町としてできる限りの応援をしたいと考えております。

また、農業や商工業の振興のため、あるいは地域活性化の起爆剤として地産地消の推進など、町内で経済が循環する仕組みを考えていきたいと考えております。

次に、町民の皆様の健康増進については、特定健診をはじめ各種検診の受診勧奨を推進し、生活習慣病の早期発見に努めながら、早期治療につなげてまいります。

昨年から、高齢者を対象に始めました健康体操教室については、参加者の方から「杖が要らなくなった」とか、「正座ができるようになった」という声が聞かれるなど、期待を上回る結果が得られておりますが、来年度から高齢者の対象範囲を拡大して実施する予定でございまして、高齢者の皆様が住み慣れた地域で、いつまでも生きがいをもって暮らせるよう、町としても支援してまいります。

平成25年度も残すところわずかとなりましたが、庁舎耐震化改修工事、大刀洗中学校屋内運動場屋根改修工事、ドリームセンター防水外壁改修工事などの完成をはじめ、本年度予定しておりました諸事業、諸施策も計画どおり順調に進捗しております。

なお、先ほど述べた国の経済対策を活用した当町の事業として、道路事業や下水道事業を本議会における補正予算案に計上しているところでございます。

さて、26年度大刀洗町一般会計予算については、総額55億7,056万円で、前年度予算に対し5,216万円、0.9%の増となっております。

歳入では、収入の約25%を占める町税について、町民税が0.6%の増、固定資産税が0.7%の減、町たばこ税は県たばこ税の一部移譲により4.8%の増で、町税全体では0.3%の微増となっております。

一方で、地方消費税交付金については、4月からの消費税率改定による増加分として、対前年比1,500万円の増、率にすると12%の伸びを見込んでおります。

町債については、両筑平野用水二期事業の起債借り入れなどの減により37.3%の減となっております。

歳出では、義務的経費のうち人件費は0.8%の増、扶助費は4.8%の増、公債費は11.5%の減となっております。

なお、皆様御承知のとおり、当町の非正規職員の割合について元旦に新聞報道がなされたところですが、このことを受けて町としては、非正規職員の適正配置について検証作業を行い、必要に応じて見直しに着手したいと考えております。

投資的経費では道路改良、小学校屋内運動場の改修、武道場外壁、屋根の改修などで伸びておりますが、両地区平野用水二期事業の負担金減により、普通建設事業の単独事業は33.3%の減となっております。

町政の執行に当たっては、巨額の借金を抱える国の厳しい財政状況を十分認識するとともに、

今後の国の政策を注視しながら、引き続き財政の健全化を徹底するとともに、住民の福祉向上のため積極的に施策を推進してまいります。

町民の皆様に大刀洗に住み続けたい、住んでよかったですと思っていただけるまちづくりを目指して、全身全霊取り組む所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、平成26年度に取り組む主な事務事業につきまして、各課ごとに説明いたします。

まず、総務課でございます。

総務企画係の関係では、組織全体の士気高揚や公務能率の向上、ひいては住民福祉の向上を図ることを目的に人事評価制度を実施しておりますが、平成24年度から本格実施し、平成25年度に処遇反映しているところでございます。

また、限られた職員をより効率的かつ効果的に活用し、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応していくため、引き続き久留米市との人事交流による職員の相互派遣や東京財團週末学校への職員派遣のほか、福岡県市町村研修所や市町村職員中央研修所での研修、町単独による職員研修などを計画しております、職員の人材育成と能力開発に積極的に努めてまいります。

本年2月に設置した住民協議会については、19名の方に委員に就任していただき、平成26年度の本格実施に向けて事前研修を行っているところでございまして、この取り組みにより、住民と行政との協働のまちづくりをより一層推進してまいりたいと考えております。

統計関係については、来年2月に農林業センサスが執行されることとなっております。

財政関係では、老朽化施設の改修工事などについて長期計画を作成するとともに、国、県の補助事業や地方交付税が措置される起債を有効活用しながら、今後とも安定した財政運営を図ってまいります。

次に、地域振興課でございます。

まず、地域振興係では、「自立のまちづくり」を目指し、地域資源を活用した内発型の方策による新たな資金循環を構築するとともに、創発型の担い手グループを育成すべく、地域再生マネージャー事業に取り組みます。

また、筑後川流域連携フェスティバルである「第28回筑後川フェスティバル in 大刀洗」を秋に開催します。このフェスティバルには、筑後川と三兄弟河川として交流を行っている四国の吉野川流域、関東の利根川流域から多くの関係者が参加されます。

消防防災安全係では、4月6日の消防団入退団式に合わせて本部分団の設置を行います。団員は女性3名を含む10名で、日中火災への出動態勢の補完をはじめとする消防団組織体制の充実強化を図ります。本部分団では、第四分団の買いいかえに伴う余剰のポンプ車を使用することとしており、このため必要となる車庫を役場敷地内に建設することとしております。

次に、電算管理係の関係では、通称「マイナンバー法」と呼ばれる法律をはじめ、関連法が昨年5月24日に可決成立しており、平成28年1月から個人番号の利用開始が予定されることから、関係する情報システムの改修を行います。この番号制度の導入により、複数機関に所在する個人情報が同一人の情報であるという確認を行うための基盤が提供され、社会保障サービスの向上や所得税の適正化が図られることになります。

次に、税務課でございます。

町の自主財源である町税などについて、納税者の利便性や自主納付の意識向上を図るため、本年4月からコンビニエンスストアへの収納委託による徴収業務を実施し、さらなる自主財源の確保を図ってまいります。

次に住民課でございます。

住民サービスの向上を図るため、総合窓口を開設し、戸籍や住民票などの交付のほかに、納税証明、耕作証明などの各種証明書の発行を行なっておりますが、今後も引き続き窓口サービスの向上に努めてまいります。

次に、生活環境係ですが、住民の生活にかかわりが深く、関心が高いごみ行政について、総務文教厚生委員からの提言書なども参考にしながら、ごみの減量化への取り組みを進めていくとともに、生ごみ減量化に向けて生ごみ処理機とコンポストへの助成事業を引き続き実施してまいります。

次に健康福祉課でございます。

まず、高齢者対策事業でございます。介護保険の地域支援事業として、平成25年4月から始めた健康体操教室は、高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防し、地域で自立した日常生活を続け、生き生きと自立した生活ができるよう進めてきた事業ですが、参加者が100名を超えるところまでになりまして、大変好評で、平成26年度は対策を一步進めて、少し支援が必要な方を対象にした健康体操教室を新たに追加して、介護予防に取り組みます。

また、地域包括支援センターによるミニデイや地域活動への支援、高齢者の総合相談、権利擁護事業の充実を図ります。

次に、障害者支援事業でございます。

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくために、障害者自立支援事業や地域生活支援事業に取り組むとともに、平成27年度から全ての障害福祉サービス事業や障害児通所支援受給者に計画相談支援が必要となるため、相談窓口の充実に取り組みます。

また、大刀洗町地域自立支援協議会においての活動を強化し、障害のある人のニーズや地域における諸課題の解決に向けた検討を行い、「障害のある人も安心で暮らせるまちづくり」を目指します。

次に、地域組織との連携による地域福祉の充実でございます。民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会・地域行政区などと連携をとりながら、高齢者や障害者の見守り、家庭内での虐待の早期発見や防止、ひとり暮らし高齢者への支援のあり方など、高齢者や障害者を地域で見守っていく「要援護者見守りネットワーク協議会」の充実や、認知症高齢者などの徘徊の早期発見を広域市町村・企業などで協力し合う「高齢者等徘徊SOSネットワーク」の整備強化を行い、日ごろからの近所づきあいや見守り活動を基礎とした組織づくりを進め、地域社会全体での見守りや支援を目指します。

次に、地域保健活動の推進でございます。

特に、生活習慣病の重症化を防ぐため、特定健診の受診率向上を推進します。平成24年度の受診率は、国が示す目標値65%には届きませんが47.7%で、県内3位でありました。今後もさらに未受診者への電話や、訪問によるきめ細やかな受診勧奨や、対象者を明確にした保健指導を年間を通じて実施し、効果的な重症化予防を展開してまいります。

また、がん検診や妊婦検診、予防接種事業におきましても、これまでどおり推進するとともに、より受診しやすい環境づくりを行ってまいります。

母子事業においては、未熟児も含めた全ての乳児の訪問を実施し、母親の体調管理から子育てに関する様々な不安に対処してまいります。また、関係機関との連携を図りながら、一層の充実を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業については、平成23年度に前年度比7.7%と医療費の大きな伸びとなりましたが、平成24年度では医療費は減少に転じ、平成25年度についても前年度比マイナス2.5%の減少と見込んでおります。また、平成26年度においても、前年度比マイナス4.2%減少と見込んでおりますが、保険税収が計画どおりに伸びていないため、一般会計からの支援金は継続する予定でございます。

なお、国保直営の大刀洗診療所については、平成25年4月から導入した指定管理者制度により、医療法人社団シマダに管理運営を一任いたしております。地域に根ざした安心・安全な医療サービスの提供に加え、疾病の発生予防、早期発見・早期治療といった予防治療や健康教室などにより、大刀洗町の健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、産業課でございます。

まず、農業振興関連では、昨年末に政府が、5年後をめどに米の生産調整「減反」を廃止する方針を決めました。このことは、TPPの諸課題を絡めた新たな構造改革を推し進める狙いがあると考えますが、それによると、「農業を足腰の強い、世界にも向けた産業としていくための産業政策」と、「農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策」を車の両輪として推進し、関係者が一体となりながら問題の解決に向けて取り組むこととしています。

当町としましても、国の意図する政策、制度を有効に活用しながら、力強い農業を実現するとともに、制度の充実を図ってまいります。

その中でも特に、大刀洗北部地区の圃場整備事業や全町にわたる暗渠排水事業などの土地改良事業を推進いたします。

また、魅力ある田園風景を守るための活動である従来の「農地・水保全管理支払交付金事業」について、日本型直接支払へと制度移行されることを踏まえ、承諾の合意形成を積極的に進めてまいります。

そのほか、集落営農組織の法人化や国・県・町の「農業用機械・施設導入関連補助事業」の活用を推進するなど、土地利用型農業、施設園芸などの農業経営の確立を図ってまいります。

次に、商工関係では、地域経済の活性化支援のため、町内商工業者が資金融資を受ける際の利子補給事業や、プレミアム付商品券発行事業、そして特產品開発事業などに助成を行います。また、住民の消費に関する被害を未然に防止するため、消費者教育・啓発活動を展開し、消費生活相談体制の強化を充実させてまいります。

次に、建設課でございます。

町道整備関係では、平成22年度より着手した奥野七反牟田線の道路改良事業が本年8月末に完了予定であります。

道路維持関係では、区長要望や道路パトロールで判明した修理が必要な道路、側溝などについて2,500万円の維持工事費を予定しております。

また、道路改良関係では、前年度からの継続路線が4本、新規路線が2本の計6路線について、拡幅を主とした道路改良事業を3,000万円の事業費で予定しております。

なお、国庫補助事業として社会資本整備総合交付金事業に平成21年度から取り組み、舗装補修・橋梁補修・町道改良・通学路対策工事を行っているところでございます。総事業費は、25年度からの繰越分を含め1億8,050万円を予定しておりますが、これらの事業により社会資本の整備を図りながら、住民生活の向上に寄与してまいります。

次に、子ども課でございます。

学校教育係においては、子供たちが自立して変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成を基本目標として施策を推進します。

今年度の主な事業としては、1つ目は、これまでの3カ年間の学力向上推進事業をさらに発展させて、学力や人間関係づくりの向上と地域や保護者の連携強化を図るために、「子ども支援推進事業」を平成26年度から3カ年で取り組みます。

2つ目は、特別支援教育総合推進事業において、就学前の幼児を対象とした「ことばの教室」

を開催して早期支援に取り組みます。また、引き続き教育支援員を学校に配置して、課題のある子どもへ個別に応じた支援を行ってまいります。

3つ目は、国際理解教育の向上を図るため中学生の海外研修を実施します。学校訪問などを通じての現地体験研修でグローバル人材の育成を行います。

4つ目は、いじめ防止推進法を踏まえ、不登校の未然防止や早期発見、早期対応への指導体制の充実を図ります。

5つ目は、学校施設の環境整備ですが、菊池小学校屋内運動場の屋根など改修のほか、大堰小学校のプール改修工事などを予定しております。

次に、子育て支援係では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを基本目標に、施策を進めてまいります。

平成26年度の主な事業としては、1つ目は「子ども子育て関連3法」に基づく新たなシステムの平成27年度開始に向けて、住民ニーズに応じた子育てサービスを行うための「大刀洗子ども・子育て支援計画」を策定します。

2つ目は、子育て支援の拠点となる子育て支援センターにおいて安心して子育てができるよう、子育ての相談や情報提供、子育て講座の開催の充実に努めます。

3つ目は、学童保育所の充実を図るために、ガイドラインの作成などに取り組んでまいります。以上のように、「大刀洗町は子育てしやすい町」「大刀洗町で子育てできて良かった」と思っていただけるよう、「チルドレン・ファースト」を合い言葉に、子育て支援・教育支援の充実を進めてまいります。

次に、生涯学習課でございます。

生涯学習関係では、町民が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるように、「いつでも・どこでも・誰でも」の求めに応じられるように生涯学習施設の充実、人材育成と活用など、生涯学習のまちづくりに努めてまいります。

初めに、人権教育関係については、町民一人一人が人権を尊重しあえる社会の実現に向けて、大刀洗町人権・啓発推進実施計画を実施するために、人権・平和学習会の開催や「みんなの人権ひろば」の充実と啓発に取り組んでまいります。

青少年育成関係では、たくましく生きていく青少年を育成するために、社会体験、生活体験などの機会・場を通して自ら考え、自立する、育む取り組みとしての二泊三日のチャレンジキャンプや通学合宿を支援するとともに、ボランティアやジュニアリーダーの育成に努めてまいります。

次に、社会教育関係でございます。町民の自己の能力を高め、いつでもどこでも自由に学び遊べる機会を提供できるように、各種講座・学級の充実を図ります。

また、生涯学習の中心的施設であるドリームセンターと中央公民館を一体的に活用できるよう、

整備・充実に取り組んでまいります。

町立図書館におきましては、住民の生涯にわたる「学びの場」・「憩いの場」となるように、ボランティア団体などの育成や支援活動、また図書館の改修工事、実施設計など住民との協働による図書館づくりに取り組んでまいります。

社会体育関係におきましては、町民がスポーツやレクリエーション活動を楽しみ、健康で充実した生活が送れるように、体育施設や遊具の整備をはじめ、附帯設備のあり方を協議してまいります。また、武道場の屋根・外壁補修工事も計画しております。

最後に、文化財関係でございます。出土遺物や収集資料の保存・展示・活用に努めるとともに、地域に根ざした文化・伝承芸能の育成・継承を図り、地域の活性化に努めます。

国指定史跡「下高橋官衙遺跡」については、グラウンドゴルフなどをはじめとする社会体育事業、健康づくり事業との連携など、住民に開かれた生涯学習の場となるよう利活用を図ってまいります。

県指定文化財であります「今村教会堂」に関しましては、国指定に向けた取組みと、キリスト教関係資料の整理・展示に努めてまいります。

さて、本議会定例会で審議していただきます主な議案は、固定資産評価審査委員会の委員の選任について、教育委員会委員の任命について、大刀洗町職員の修学部分休業に関する条例の制定など2件、大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例の一部改正が9件、大刀洗町大刀洗支所設置条例の廃止についてが1件、損害賠償の額を定めることについてが2件、町道路線の認定についてが1件、一般会計補正予算及び国民健康保険会計、後期高齢者医療保険会計、下水道会計の特別会計の補正予算並びに平成26年度一般会計当初予算及び各特別会計当初予算など、いずれも重要な案件を提案しております。

議員各位におかれましては、慎重に御審議をしていただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

ここで、議場の時計で10時25分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時14分

.....

再開 午前10時25分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き再開いたします。

日程第4. 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（長野 正明） 日程第4、同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議

題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） おはようございます。総務課の山本でございます。同意1号から議案7号まで総務課が9本ほどありますので、本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、固定資産評価審査委員は現在4名おられます。そのうち、1名が平成26年3月31日で任期満了となります。

規定によりますと、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識を有する者の中から、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するという規定があります。したがいまして、今回議会の同意を求めるものでございます。

内容については朗読がございましたように、氏名が平田美穂、住所が大刀洗町・・・・でございます。

裏面のほうに履歴書のほうを掲げておるかと思いますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

平成3年8月に西鉄旅行のほうを退職なさって、現在は農業に従事して今日に至っておられまして、平成23年4月から大刀洗町固定資産評価審査委員のほうに就任いただきまして、今回承認いただきますと2期目ということになります。

任期でございますけれども、26年4月1日から3年間になります。御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第5. 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（長野 正明） 日程第5、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求める。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 同意第2号教育委員会委員の任命について、提案理由及び内容について説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、教育委員は現在5名おられます、そのうち1名の河野教育委員から、平成26年3月31日をもって教育委員を辞職する旨の届けが町長あてに提出されたところでございます。これによりまして、ここに規定があるように教育委員の選任につきましては、人格が高潔で教育委員、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するという規定がございますので、今回議会の同意を求めるものでございます。

内容については朗読がございましたように、氏名が舟木隆、住所が大刀洗町・・・・、昭和32年8月14日生まれ、56歳でございます。

裏面のほうに履歴書のほう載せております。こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、職歴でございますけれども、昭和50年4月に株式会社博光堂に入社され、53年6月に同社を退職なされてあります。それから昭和53年7月に株式会社ふなき製菓に入社、その後平成4年7月に同社の代表取締役社長に就任されてあります。

ほかの役職でございますけれども、平成23年5月に大刀洗町菊池校区商工会の会長、平成24年6月に大刀洗町地域特産品開発推進委員会の委員、それから、平成25年5月に大刀洗町商工会の副会長に就任されてあります。

任期でございますけれども、平成26年4月1日から4年間になります。審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6. 議案第1号 大刀洗町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第1号大刀洗町職員の修学部分休業に関する条例の制定に

についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....

議案第1号 大刀洗町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第1号につきまして、議案第1号大刀洗町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、提案理由及び内容についての説明を申し上げます。

提案理由でございますけど、こちらにありますように、平成16年に地方公務員法が一部改正されておりまして、地方公務員の修学部分休業が規定されたことに伴いまして、大刀洗町職員についても修学部分休業の制度を整備するものでございます。

内容のほうの説明に入らさせていただきたいと思います。

まず、趣旨といたしまして、先ほど朗読ございましたように、第1条にこの条例の規定を載せております。地方公務員法の第26条の2第1項、それから第3項及び第4項の規定に基づき、この修学部分休業に関する必要な事項を定めるものでございます。

この条文でございますけれども、「任命権者は職員が申請をした場合において、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めたときは、条例で定めるところにより当該職員が大学、その他条例で定める教育施設における修学のため、2年間を超えない範囲において条例で定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる」というものに基づくものでございます。

第2条については、先ほどありましたように、修学部分休業の承認につきましては1週間当たり現在40時間でございますので、最大20時間が休めることになっておりまして、それは5分間単位というふうになっております。

それから、2項のほうにつきましては、その休める教育施設をうたっているものでございまして、第1号に学校法第1条に定める大学及び高等専門学校となっております。あと、第2号、第3号にほかの教育施設のほうを規定をさせていただいております。

それから、第3項でございますけれども、その期間につきましては、最高2年間というふうになっております。

第4項につきましては、申請に当たっての提出の仕方でございますけれども、様式第1号にその始めようとする日の一月前までに行うこととなっております。

それから、修学部分休業中の給与についてでございます。第3条のほうにその休業中、休んだ

間について一応減額の対象になりますので、こちらのほうに1時間当たりの給与の月額を算定いたしまして、その1時間を減額することになります。

それから、修学部分休業の承認の取り消し事由については、第4条のほうに定めております。こちらのほうに定めるように、1号から3号まで、一つは修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したときと、それから、正当な理由がなく修学部分休業に係る教育施設を休学もしくは授業を頻繁に欠席しているとき。

それと、あと職務ですね。職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難になった場合については、当該職員の同意を得た上で取り消すことができるというふうにうたっておるところでございます。

最後に、この附則につきまして適用期日でございますけれども、この条例は平成26年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、2番の黒木です。今、この第2条について、大体2年間と、また部分的というようなことでわかりますけれども、例えばちょっと簡単に説明してもらいたいと思いますのは、今大刀洗町の職員についても、結局技術者がおらないわけですね。技術者が、ちょっとと言うなら建築等やらで。そういう場合について、本人の申し出と町長が結局大学のそのような専門的な学校に行くということとした場合、例えば1年間というようなことで、そうした場合、具体的に40万給料をもらいよったらたい、大体幾らぐらいで結局するのかって、ちょっと具体的に例としてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 黒木議員の質問にお答えしますけれども、月給が40万と仮定した場合ですか。月給が40万と仮定した場合については、基本的にはそれを12倍しますね。1年年休を出しますので、40万に12を掛けると480万になりますね。それを52週と8時間で1年間52週ありますので、52で割って8で割ると、1時間当たりの給与月額が出ますので、それで最大20時間まで1週間のうちに休むことができますので、基本的に言えば20時間、半分ですので、40万もらってある方については、大体20万ぐらいになるかと思いますけれども。すいません、失礼しました。8じゃなくて7.75で割るそうでございます。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 計算機で幾らになるですかね。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 計算しますと、仮に20時間、毎週休まれるといたしますと、減額が239万9,865円になりますので、約半分ですね、やはり。まず、全額休めたら480万が一応給与法の年額になります。その半分の240万が減額されることになります。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 町長さんにお聞きしたいと思いますけれども、非常に今技術者が少なかですたいね。それで、退職者を再雇用して雇っておられますので、考えようじや、今の職員が、この人というようなことがあれば、そういうふうな可能性があるちゅうようなことですか。そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 黒木議員の質問にお答えします。

なかなか技術者を養成するというのは難しいところがありまして、学校に行きさえすればそれが可能かというと、非常に難しいところがあるのではないかと思うんです。ですから、今、退職者の方に来てもらっていますけれども、そこらあたりに実際の仕事をやりながら指導してもらうほうが効果が高いのではないかという、そういう気もしております。ただ、本人がそういうことを強く希望すれば、そのときにはまた考えていきたいと、そのように思います。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 提案の中で訂正がなかったようなので確認ですが、第3条の4行目の「月額の合計額12」というふうになつたかと思いますが、これは脱字が、「に」というのがあるんじゃないかなと思います。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 「に」が漏れています。はい。

○議長（長野 正明） ほかに。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 申請は個人申請ということでしたが、その許可審査はどこの部署でなさいますでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 一応町長宛てに提出されますので、あくまで総務課が審査して承認することになるかと思います。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） これには、賞与についてはうたってありませんが、賞与の計算はどんな取り扱いになりますでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 賞与につきましては規則のほうでうたっておりますので、それに基づ

いて算定することになるかと思います。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） この附則ですか。この附則では見えませんが。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 花等議員の質問にお答えします。

規則のほうです。規則。この給与の定めている条例の下に規則がありますので、そちらのほうに期間等がありますので、その規定に基づいての支給というふうになります。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ちなみに、その規則はどんなになっておりますか。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○総務企画係長（田中 豊和） 花等議員の御質問にお答えいたします。

あくまでも今回の条例の分は休業でございますので、その休業の部分は除算するというような形になってまいります。詳しくはまたお調べをしてお答えをいたします。

○議長（長野 正明） という答弁ですが、よろしいですか。ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

日程第7. 議案第2号 大刀洗町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第2号大刀洗町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務企画監朗読]

議案第2号 大刀洗町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第2号大刀洗町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、提案理由及び内容について説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、平成16年に、これも地方公務員法が一部改正されまして、定年前の職員の高齢者部分休業が規定されたことに伴いまして、大刀洗町職員について高齢者部分休業の制度を整備するものでございます。

1ページはぐっていただきまして、こちらに趣旨第1条から第5条までを規定させていただい

ております。趣旨でございますけれども、第1条でございますが、この条例は地方公務員法の第26条の3の規定に基づいて職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものでございます。

その内容でございますけれども、これは任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは条例で定めるところに当該職員が、当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間さかのぼった日の後の日で当該申請において示した日からその定年退職日の間の期間中は、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるというものでございます。

第2条につきましては、その部分休業の時間でございます。これにつきましても、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えないということで、最大20時間というふうになります。

2項につきましてが、期間ということで、これは定年退職の前さかのぼって5年間となります。

第3項につきましては、その申請日です。申請については申し出する一月前までに行うものとなっております。

それから、第3条が、高齢者部分休業中の給与でございます。これも先ほど申したものと同じでございまして、1時間当たりの額を計算してからそれを減額することになります。

第4条関係です。承認の取り消しまたは休業時間の短縮ということでございまして、こちらについては部分休業している職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合については、当該職員の同意を得た上で取り消しもしくは休業時間を短縮することができるというふうに規定をいたしております。

第5条関係は、逆に、休業時間の延長でございます。既に高齢者部分休業を出しておりまして、職員が休業時間の延長を申し出る場合については、20時間までは認めることができるということでございます。

第2項については、その申請の日については、延長しようとする日の一月前までに行うものというふうに規定をいたしております。

あと、この適用日でございますけれども、平成26年の4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 一般的に、高齢者と言われると65歳以上をイメージするんですが、これは55歳以上の方が該当するという条例ということになりますか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 林議員の質問にお答えしますけども、これについては定年前5年間ということになっていまして、読み方が高齢者になるか、あくまで高齢という形で、1つはライフスタイルがいろいろ変わってきておりますので、実際定年まで待つんじやなくていろいろな地域

のボランティア活動にしたり、5年前から定年後の人生設計を図ったりということでこういう制度ができているものでございますので、名前が高齢というのがちょっと、高齢という形で条文ではなっております。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） ということは、職員さんの中で55歳以上の方が該当するということでおいいんですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 林議員の質問にお答えしますけども、現在、町の定年退職では60歳になっておりますので、56歳になってから一応5年間という形になります。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第8. 議案第3号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第3号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

議案第3号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第3号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由の内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読がございましたように、平成15年に地方自治法の第158条の規定が改正されておりまして、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の分掌する事務について条例で定めることとされておりましたけれども、大刀洗町の課設置条例の一部改正を行っておりませんので、今回、内部組織の分掌する事務について規定を整備するものでございます。

それでは、内容について説明をいたしますので、1ページはぐっていただきたいと思います。大刀洗町課設置条例の一部を次のように改正するということで、第2条の見出しを「（課の事務分掌）」に改め、同条を次のように改めるということでございます。

各課の事務分掌については、次のとおりでございます。まず、総務課でございますけれども、秘書に関する事から、最後の、ほかの課の所管に属しないことまで 11 の業務についてここに規定をさせていただいております。

それから、地域振興課につきましては、一部、26 年度は機構改革もありますので、今総務課のほうにあります 1 から 4 番につきましては、またこれは見直しを行っているところでございます。地域振興課につきましては 13 業務を規定いたしております。

それから、住民課でございますけれども、戸籍及び住民基本台帳に関する事から 7 番の塵芥処理に関する事まで 7 業務についてを分掌規定をいたしております。

税務課につきましては、町民税の賦課徴収に関する事と国民健康保険税の賦課徴収に関する事というふうに規定をさせていただいておりまして、それぞれその後、会計課につきましてが 3 事業、それから健康福祉課につきましては 7 事業、産業課につきましては 6 事業です。建設課につきましては 14 事業というふうに規定をさせております。

これにつきましてはもう主な事業だけを掲載をさせておりますので、小さなものまでは規定をいたしておりません。そのかわりに、第 2 条の次に次の 1 条を加えるということで、第 3 条に、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるということでさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は公布の日からの施行となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1 日目は質疑なしと認めます。

日程第 9. 議案第 4 号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第 9 、議案第 4 号大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第 4 号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第 4 号大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてでございます。提案理由、内容について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、こちらのほうにありますように、教育委員会の附属機関であります大刀洗町就学指導委員会を廃し、新たに大刀洗町教育支援委員会を設置するにあたり、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

内容について説明をさせていただきますので、新旧対照表の一番最後の表のところをごらんいただきたいと思います。左のほうが新で右側が旧になります。先ほどありましたように、大刀洗町就学指導委員会を廃止しまして、こちらにありますように、大刀洗町教育支援委員会を設置するものでございます。業務の内容、担任事務につきましては変更がございますので、こちらにありますように、障害のある児童の就学を含む教育支援に関する事項について調査、審議をすることというふうに規定をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 説明を受けましたが、名称が変更になることと、その内容についても、何か大きな変化がちょっと理解できませんが、何か変更することによって内容に、多分、教育支援全般のことが大きくうたい込まれているんだろうと思いますけれども、わかりやすくといいますか、こういうことが支障を来すので教育支援委員会と変えるというような何か理由がございますでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 子ども課の大浦でございます。ただいまの花等議員の質問にお答えさせていただきます。

結論から申しまして、大きく内容が変わるものではございません。これまで就学指導委員会は、年2回から3回ほど開催してまいりました。その中で、今度就学するお子さんとか小中学校に通うお子さんについて、就学という形で指導を行う機関としてその就学指導委員会を設けてきたわけでございますが、今後、これから児童生徒に対しまして、早期に、本人や保護者への教育支援全般を行うということから、そして保護者への情報提供等も含めまして、総合的な教育支援を審議する組織ということで、就学という1つのイメージするものよりも全体的な総合支援という形に名称を変えさせていただこうと思っております。

この動きは、当町ではなく、全国的な流れのほうにもなっております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） はい。

○議員（8番 花等 順子） はい、よくわかりました。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第5号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第5号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第5号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第5号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由、内容の説明を申し上げます。提案理由でございますけれども、こちらにありますように、就学指導委員会委員、それから青少年いじめ等の相談員、不登校生徒指導非常勤講師及び学力向上検証委員会を廃止するとなつております。一部事業が終わったもの等もありまして整理をするものでございまして、新たに、こちらのほうにありますように、教育支援委員会委員及び子ども支援推進会議委員を新たに設置するものであります。

内容の説明のほうをさせていただきますけれども、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。左側のほうが新でございまして、右側のほうが旧となっております。先ほど説明がありましたように、就学指導委員会委員のほうにつきましては、教育支援委員会委員に名称が変更されるために変更するものでございまして、あとアンダーラインを引いている部分等につきましても一部事業が終わっているもの等につきましてのため委員を廃止するものと、新たに右側のほうに子ども支援推進会議委員というのを新たに設置するために表を一部改正するものでございます。

なお、額等につきましては、予算で定めた額というふうになっております。

この施行についてでございますけれども、1ページのほうに記載しておりますように、この条例は平成26年の4月1日からの施行となります。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 議案の4号で就学指導委員会を廃止して教育支援委員会を設置するという条例が出て、この5号のほうで就学指導委員会委員を廃止して教育支援委員会委員の費用弁償をつくるというのはわかるんですけど、この子ども支援推進会議委員というのは、そういう条例は必要ないんですか。同じような、4号みたいな条例は必要なくて、いきなりここに出てきたような感じがするんですけど、これは問題ないんでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、林議員の質問にお答えいたします。

先ほどの就学指導委員会につきましては、もうこれで了解いただいたと思いますが、新たにつくります子ども支援推進会議委員につきましては、教育委員会の規定の中で設けております。この内容につきまして簡単に説明させていただきますと、先ほど町長の挨拶の中にありましたとおり、これまでの学力向上推進事業を、それを発展させまして、26年度から3年間の子ども支援の推進事業という形で設置して、3年間の事業に取り組んでいこうというものでございます。その中で、子ども支援推進会議委員の報酬を定めているところでございます。

この支援会議につきましては、教育委員会のほうの規則のほうで定めているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 青少年いじめ相談委員が廃止されますが、ここはどこで、その後はどこで受けられるようになりますでしょうか。この事業をです。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、花等議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、青少年いじめ等相談委員について、報酬を削除させていただくわけでございますが、これまで数年にわたり教育相談を実施してまいりました。どういった事業であったかといいますと、毎週水曜日に午後、場所は隣の社会福祉協議会ぬくもりの館の一室をお借りしまして、電話で相談を受けるという教育相談を行ってまいりました。これにつきましては広報等で毎月、開催日等を御案内していたところでございます。

それを実施する中で、まず相談委員さんのはうから、件数的に少ないこともあります、また後から述べますが、こともございまして、3月をもって辞任したいというお話をございました。それで、教育委員会のほうで、それについて、ちょっとここ数年の調査を、相談内容を調べたわけでございますが、24年度の実績によりますと、4月から3月までで38日の開催というふうになるわけでございます。その中で、実際相談がありましたのは延べで10件、そして、相談さ

れた方は3件というふうな状況でございました。こういった相談箇所を設けている割には、電話等の相談も少ないということで、これは前々から、どうにかしなくちゃいけないなというふうなことは委員会のほうでは考えていたわけでございます。

それで、そもそも委員会の中に教育相談電話というのも設置されているわけでございます。そこで、その電話を活用したいと。その電話を使って相談を受けると。相談員は、常時というか、終日いるもんですから、そこで教育委員会の学校教育課の職員がとて、そしてその内容によりましてそういう相談箇所への案内とか、あるいは学校教育課で相談できるものについてはこちらのほうから説明なり相談をしていきたいというふうに考えております。

以上のことから、今回の相談委員の体制をやめまして、特に電話での相談と。また、もちろん電話でなくても委員会のほうでも、そういう相談については常時受けるようにはしておりますから、そのところは特段心配する必要はないんだろうというふうに理解はしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

日程第11. 議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第6号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第6号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第6号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由及び内容について説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、ここに記載しておりますとおり、平成21年に大刀洗町職員の給与に関する条例を一部改正をいたしました。職員の町内への転入を促進することを目的としまして、住居手当の特例を定めておりまして、条例施行以降、この制度を利用して新たに町内に居住した職員がいないということもありまして、今回、この制度を廃止するものでございます。

それからもう一つが、平成18年に実施されております給与構造改革により導入された給与の切りかえに伴う経過措置を国のはうが平成25年度で廃止される等に伴いましてこれを廃止するものでございます。

それでは、内容の説明のほうに入りますので、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。2ページ目でございます。こちらに住居手当の特例という形で、第12条の4というのを規定をさせていただいております。ここに掲げてありますように、前条の規定にかかわらず、大刀洗町に住所を有するもので、次に掲げる各号のいずれかに該当する職員については住居手当を支給するというものでございます。加算して支給するものでございます。

まず、前条の第1項に該当する職員というものにつきましては、住宅を借り受けて月額1万2,000円を超える家賃を払っている職員が対象になります。それと、持ち家として自分が住んでいる、居住している、住居を持っていて職員で世帯主であるものについてが一応対象になります。

第2項に、その額については、月額1,000円でございまして、ただし新築されるか、もしくは購入、または購入なされた日から起算して5年間を経過するまでの間については2,500円を支給しているものでございます。

それからもう一つ、次の第7条関係、給与の切替えに伴う経過措置でございます。これにつきましては平成18年に給与構造改革がされまして、平均給与月額が4.8%ほど引き下げられております。それに伴いまして、激減緩和ということもありますが、当時のもらっている給与については一応現給補償を行ってきたところでございます。

今回、国の制度が廃止されることに伴いまして、第7条に記載しております条文を今回削除するものでございます。

なお、施行日につきましては、1ページのほうにありますように、平成26年の4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山です。2つほど大きな点があるかと思いますが、後段について質問をしたいんですが、経過措置の廃止に伴う影響人数と影響金額について具体的にお願いしたいと思いますが。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 平山議員の質問にお答えいたします。

今年度いっぱい廃止というふうな提案でございますので、本来続ければ26年度対象である人ということでお答えさせていただきます。平成26年度、もし継続すれば対象である人は7名

です。その7名の方、現在の役職でいいますと、管理職の方が4名でそれ以外の方が3名で7名ということです。

額については、3,000円から、一番高い人で9,000円ですか——ということですけど、大体平均すると6,000円ほどという形の額になるかと思います。

以上です。

○議長（長野 正明）　よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明）　じゃ、これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第7号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

○議長（長野 正明）　日程第12、議案第7号大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

議案第7号　大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明）　提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩）　議案第7号大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由及び内容について説明を申し上げます。

提案理由でございますが、ここに記載をいたしておりますとおり、使用料等につきましては社会保障の安定財源の確保を図る税率の抜本的な改革です。消費税のほうが4月1日から、現行5%が8%に改正されるという法律ができておりますので、その消費税及び地方消費税の税率を引き上げられたことを考慮しまして、消費税相当額を加算するため、関係条例について所要の改正を行っているところでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明申し上げたいと思います。新旧対照表のほうをお開きいただきたいと思います。13ページからでございます。

今回、この条例を12条という形で一括して制定をさせていただいております。これにつきましては、大刀洗町の施設でございます、最初にありますように、大刀洗町の公民館の設置及び管理に関する条例、それから一番最後のほうにあります、一番最後のページの、大刀洗町公園の設

置及び管理に関する条例の設置がございまして、11の施設と、それから途中の25ページのほうをお開きいただきたいと思いますけれども、大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例というのがございまして、これは、し尿処理の収集手数料を定めたものでございます。

それでは、最初から説明をさせていただきます。まず、大刀洗町公民館の設置及び管理に関する中に、別表第2第9条関係に使用料関係を載せております。今回、改正の内容でございますけれども、たとえますと、一番上の表の使用料、施設の使用料、1時間当たりで、真ん中のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、町民、町外者の今後という形で、現行、2階大ホールの使用に関しましては600円というふうに記載をいたしております。この額につきまして、1.05で割り戻しをいたしまして、それに新消費税率1.08を掛け合わせて10円単位に丸めたものが610円というふうに改定をさせていただいております。

以下、同様な積算根拠に基づきまして、下のほうにアンダーラインを引いておりますところが今回改正になるところでございます。

なお、冷暖房使用料につきましては1時間当たり、これにつきましてはコインタイマー式ということもございますので、10円単位の変更が難しいということもありまして、今回は据え置きをさせていただいているところでございます。

以下、主な施設名だけを紹介させていただきたいと思います。

次の14ページが大刀洗町文化会館の設置条例の中にある別表第1関係をこのように改めるものでございます。

それから、はぐっていただきまして、17ページの大刀洗町運動施設の設置及び管理に関するものということで、こちらについても別表第1第6条関係を改めるものでございます。

続いて、はぐっていただきまして、19ページ、こちらのほうが大刀洗小中学校の施設の開放に関する条例の中に、別表8に、第8条関係の使用料関係がありますので、これをこのように改めるものでございます。

続いて、1ページはぐっていただきまして、20ページのほうに下高橋官衙遺跡公園の設置及び管理に関するもので、別表第1をこのように改めるものでございます。

それから、次のページが大刀洗町社会福祉会館の設置条例の中の別表第5条関係をこのように改めさせていただいたものでございます。

次のページ、22ページが大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例でございまして、別表第6条関係をこのように改めさせていただきます。

次のページが、大刀洗町憩いの園大堰交流センターの設置及び管理に関する条例で、別表第6条関係をこのように改めさせていただきます。

それから、25ページが先ほど申しましたように、し尿収集料の手数料の変更でございまして、

現在、人頭制といたしまして一月当たり 470 円を 480 円に、それから従量税、これ 18 リットルでございますけれども、215 円を 220 円に改めるものでございます。

以下、あと同じように、大刀洗町の南部コミュニティーセンター、それから次のページの大刀洗町就業改善センター、それから最後のほうでございます大刀洗町公立公園の設置に関する使用料手数料といたしまして別表第 2 第 8 条関係をこのように改めるものでございます。

なお、この施行期日につきましては、経過措置をうたっておりまして、11 ページのほうをご覧いただきたいと思います。11 ページのほうに施行期日という形で、これは 4 月 1 日から施行になりますけれども、第 2 項以下に、経過措置といたしましてそれぞれ 3 月 31 日までに使用申請が出た場合については従前の利用料金というふうになっておりまして、4 月 1 日から申請以降の部分からこの新たな料金改定の部分の適用というところになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4 番、平山議員。

○議員（4 番 平山 賢治） 4 番、平山です。まずお伺いしたいのが、この改正によって町の手数料の歳入増の見込みといったものはまず計算されておりますでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 詳しくは積算をしておりませんので、後ほどまた御報告申し上げたいと思います。

○議長（長野 正明） 4 番、平山議員。

○議員（4 番 平山 賢治） そうしますと、経費がこれ消費税増税に伴ってこれほど増加するからこのその額を転嫁したいと、そういう具体的な数字に基づく改正ではないというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 平山議員の質問にお答えしますけれども、基本的には消費税が 5 % から 8 % に引き上げになるということでございます。それに伴いまして、施設の電気料でありますとかその維持管理費等、水道光熱代、上水道、下水道、あるいは清掃費等も 8 % 支払われますので、料金が引き上がることになるかと考えております。これを引き上げないとすれば、利用している方については従来どおりなんですけど、その経費が上がった部分については当然税金等を投入しておりますので、全然使用しない方についても税金等から支出するという形になりますので、やはり使用される方に消費税アップ分については適正に転嫁するのが適当だらうという判断のもとに、今回改定させていただいているところでございます。

○議長（長野 正明） 4 番、平山議員。

○議員（4 番 平山 賢治） 従前の料金を見ておりますと、そもそもが運営経費あるいは使用経

費に対する相当の額の負担としてもともとの料金が設定されているものではないというふうに思うんです。例えば、200円、100円というふうに前回、従来の料金を見ておりますと。例えば、このホールを使うことによって経費が幾らかかるということに対して使用料を何割いただくとか、水道料とかを見ながらいただくと、もともとがそういう考え方で設定しているものではないと、こういう料金を。というふうに思っています。だからこそ消費税がもともと3%とか5%といった端数も出でていないんだと思いますが、そうしますと、やはりそこに急に今度の消費税増税に伴う場合に非常に、一律にこれを転嫁していくというのは、もともとの使用料の考え方からすると少しおかしなことになってくるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（長野 正明） どなたが。福永生涯学習課長。

○生涯学習課長（福永 康雄） ただいまの質問にお答えいたします。

今言われるとおり、従前は消費税を含んだところでの表示にされておりました。

今言われるよう運営経費を考えたところで設定することになれば、今の料金の倍以上の使用料金を払っていただくことになろうかと思います。それを改めて計算し直しますと、相当な負担を今回の税率引き上げだけの負担に限らず、まだ相当多額の金額の負担になろうかというふうになっております。

ちなみに、中央公民館につきましての一例ですけれども、中央公民館の使用料の収入が大体25万強です。電気料、いろんなところ、もろもろの支出が180万からありますので、今言われるよう運営経費を見合うやつで設定し直せということになるとかなりの、桁が1つ上がるくらいの使用料をいただく必要があるんじゃないかというふうに思っていますので、今回は少しでもということで、財源確保のためということで消費税分を上げさせていただいております。当然、この分が180万強の支払いにプラスの支出になるということですので、その部分の手当てということさせていただいているところでございます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 済みません、ちょっとよく伝わってなかった、逆です。要するに、運営経費分の予定としてはもとから取っていらっしゃらない。公共のそういう生涯学習とかあるいはそういう公民館を安い負担で住民の皆さんに広く使っていただきたい、そういう考え方でもともと料金を設定していらっしゃるわけですね。だからそれは正しいと思うんです。だから、そこに、そういう経費とは別に、無関係なところで、使いやすい料金を設定して住民の皆さんに使っていただいているということであるならば、今回の消費税の負担というのも一律にこれを上乗せするという見方ではなくて、どれぐらいの使用料が適正であるのかという点から、上乗せをしないという方向からの見方というのも1つ大事じゃないかというふうに思っているんですけど、そこら辺はいかがですか。

○議長（長野 正明） どなたが答弁されますか。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 平山議員の質問にお答えします。

当然公共施設ですので、皆さんに安価に使っていただくということは前提にあって、福永課長のほうからも説明があつてはいるわけですけれども、それと、日本全国のべつまくなく降ってくる消費税増税という話はちょっと切り離して考えたほうがよいのかなというふうに考えております。国が言っているからというわけじゃございませんけれども、今回の消費税増税については、公共施設についても適切な転嫁をするようにというふうな通知も全国の自治体に来ておるわけでございますし、あと、利用者も一つの消費者でございますので、基本的に経済活動として貸されるものについては、少額ではございますけれども、公共施設の安価な利用というものはひとつ切り分けてさせていただきたいということで今回提案させてもらっております。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） じゃ、最後の質問をさせてもらいます。

まさに、今副町長がおっしゃったように、私はこの消費税増税というものと公共施設の適切な料金設定はどうかというのこそ切り分けて考えるべきだと思うんです。また今後、消費税のさらなる増税すらもあり得るところですし、そこで一つ町の姿勢として、例えばこういう国が負担を押しつけてくるし、住民の利用料金にも転嫁しろというふうな姿勢で来るけれども、我が町は住民の皆さんの福祉の向上であるとか、あるいは公共施設のより気軽な利用するために今回は転嫁いたしませんので、ぜひ御利用いただきたいと、そのような政治方針というものを持って住民の方にお示しすると、そういう考え方も1つあると思いますが、町長、最後にその辺、いかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 私は、平山議員同様には考えておりません。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今までにはこの使用料の中に消費税が含まれていたという説明でしたが、その消費税は納入をなさっていたんでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 花等議員の質問にお答えしますけれども、一応公共団体ということになりますので、公営企業等は納めておりますけれども、町のほうは納入いたしておりません。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） じゃ、今度3%上がるということで、その上がった分だけが消費税として納税されるというふうに考えるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 今回、3%の引き上げ分については、それぞれの業務、民間がしている電気料であるとか水道料、下水道料等については当然転嫁されるかと思います。その部分の負担増に伴いまして、町としてもその率に相当する額として一応今回引き上げさせております。ただ、納めることは、その引き上げに伴って町が消費税を国に払うということはないというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） そうであれば、ここに消費税を上乗せする必要はないんではないかと私は思います。

平山議員とは少し考え方が違うかもしれませんけれども、ドリームセンターとかって非常に低料金で設定してありますので、料金の洗い直しといいますか、見直しをなさったほうがいいのではないかというふうに思っております。ここで3%の消費税で上乗せすれば、また10%になつたときに改定しなくちゃいけないことも起こるんじゃないかと思いますので、消費税の上乗せということよりも、料金の抜本的見直し、低料金に抑えるということは私は賛成ですけれども、場所とかによっては引き上げもあっていいのではないかと考えますので、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） どなたが答弁を……。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かにドリームセンターなんかは非常に料金が安いということで、町外の方が大変使っておられます。だから、今花等議員の提案されたように、その辺も含めて見直しを検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第13. 議案第8号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第8号大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

議案第8号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） それでは、産業課の矢野でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第8号大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について説明を申し上げます。

提案理由につきましては、朗読のとおりでございますが、具体的に申し上げますと、平成25年度に引き続きまして、平成26年度以降も両筑土地改良区の受益地内で県営の土地改良事業が行われる予定であります。事業名は、前と同じように農業水利施設保全対策事業というふうになります。内容は、頭首工、これは堰であります。それから幹線揚水機場、これポンプ場です。の保全工事、補修ですけれども、そういった工事と、老朽化した農業用施設、主に揚水のパイプライン等でございますけれども、こういったものを補修する緊急工事でございます。事業の負担割合は、国が50%、県が25%、地元が25%となっております。平成25年度は緊急工事のみでありますので、両筑土地改良区のほうから、町が分担金としてもらいまして、それを町を経由しまして県に支払いをいたしております。まだ支払いをいたしておりませんけれども、いたします。

しかし、平成26年度からは基本的に、幹線施設の保全工事を行う予定でありますので、この保全工事につきましては、町内の防災や環境面に関する地域用水としての目的がございますので、25%の地元負担割合のうち市町、これは小郡、朝倉市、筑前町、大刀洗町の4つの市町でございますけれども、それが合計で22.5%、両筑土地改良区が2.5%という負担割合になっております。そういったことがございまして、地元負担金の25%を上限といたしまして、土地改良区から徴収する分担金に昨年から変動が生じたために、改正を行うものでございます。

次に、改正点について説明をいたします。4枚目の新旧対照表をお開きください。別表中の改正でございますが、右側のほうが改正前で左が改正後です。

まず、表の凡例欄の分担率をアンダーラインを引いておりますけれども、分担率または額に変えております。そしてもう一ヵ所が、次の最後のページでございます。そのページの当該事業に要する経費に100分の25を乗じて得た額を当該事業に要する経費に100分の25を上限として乗じて得た額で町長が定める額というふうに変えております。また、附則につきましては、公布の日から施行するということにしております。

以上、御審議の上、御承認いただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第14. 議案第9号 大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（長野 正明）　日程第14、議案第9号大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第9号　大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明）　提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘）　健康福祉課の渡邊でございます。それでは、議案第9号大刀洗町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど読み上げられましたとおりでございますが、これにつきましては子育て事業の拡充という形で、大刀洗町の子育て事業を応援するというようなものでございます。内容につきましては、3枚目からの新旧対照表について御説明をしたいと思います。

まず、この乳幼児医療といいますのは、県の補助事業を利用しまして、2分の1ほどの補助をいただきまして、町で事業を行っているところでございますが、この新旧対照表の旧側の規則につきましては、県の補助と同じ形で進めてきたところでございます。それで、今回、第2条につきまして、第2条第1号のアとイのところ、こちらを削除いたしまして、新で、先ほどありましたように、「住所を有する6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう」ということで、就学前の子供さんまで対象を広めているということでございます。

次に、第4条についてでございますけど、次のページに、これまで3歳から6歳までの間について一部負担を取っていたところでございます。こここの部分につきまして、削除いたしまして、新の第4条につきましては、一部負担の部分について全て削除ということで、就学前まで無料という制度に直したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明）　1日目は質疑なしと認めます。

以上で午前中の審議はこれで終わります。午後は議場の時計で1時10分より再開いたします。

休憩 午前11時58分

.....

再開 午後 1 時11分

○議長（長野 正明） 議案審議の前に、午前中審議いたしました議案第6号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部のほうの説明が一部訂正がありますので、訂正をお願いします。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） お時間をとらせていただきましてありがとうございます。

午前中、平山議員から質問がありました現給保障の対象者について、ちょっと戻りまして、ちょっともう一回確認したいこと、1件ちょっと修正をお願いしたいと思います。

管理職が4人とそれ以外が3名というふうに言っておりましたが、管理職に1人漏れがありまして、合計8人、管理職5人のそれ以外の方が3名です。今おられる8名が昇格はせずにそのまま来年度、通常の4号級を加算したところの部分で考えますと、現給保障をもし続ければ8名の方の平均月額は約5,000円でありますということで、ちょっと午前中お答えしたところの訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○総務企画係長（田中 豊和） では、午前中に第1号議案のほうで花等議員のほうから御質問い合わせおりました就学部分休業の職員の賞与の件です。こちらにつきましては、第2号議案の高齢者部分休業も同じ取り扱いとなっておりますので、合わせて御回答させていただきます。

期末手当に関しましては、就学部分休業、そして高齢者部分休業をしている職員、これは休業している期間については、その期間の2分の1を勤務の期間から除算することになっております。また、勤勉手当につきましては、その休業している職員として在職している期間は勤務期間とはみなさないというような取り扱いになっております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 済みません。議案の一般会計補正予算（第5号）の文言の訂正をこの際ちょっとお願いしたいと思います。

1ページはぐっていただきまして、25年度大刀洗町一般会計補正予算書……

○議長（長野 正明） ちょっと課長、ゆっくり、ゆっくり。

○総務課長（山本 浩） ございますでしょうか、一般会計補正予算、第15号でございます。第15号を用意していただけたらと思います。

準備できましたでしょうか。よろしゅうございますか。その1ページはぐっていただいたと

ころに、一番最後に、第3条というのがあるかと思います。地方債の補正についてでございます。この「地方債の追加及び変更」になっておりますけれども、正式には「変更及び廃止」に訂正をお願いいたします。申しわけございません。変更及び廃止に訂正をお願いいたします。

以上でございます。（発言する者あり）

はい、補正予算を1ページはぐっていただいたところに、第3条に地方債の補正というのがあるかと思います。地方債の補正。第3条。そこに地方債の追加及び変更は、第3表地方債の補正予算によると書いておりますけれども、追加及び補正ではなく、変更及び廃止に訂正をお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

○議長（長野 正明） 文言の変更ですね。

○総務課長（山本 浩） はい、文言の訂正をお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） はい、それでは、進めます。

日程第15. 議案第10号 大刀洗町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第15、議案第10号大刀洗町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第10号 大刀洗町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 地域振興課の久次でございます。

それでは、議案第10号大刀洗町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど朗読がございましたとおり、大刀洗町消防団の組織体制の充実強化を図ることを目的といたしまして、町職員で組織します本部分団を新たに設置するものでございます。

内容について御説明をいたします。議案書の最後のページをごらんいただきたいと思います。議案書の最後のページに条例の新旧対照表を掲載いたしております。左側が新です。それから右側が現状の条例でございます。

左側の表の一番下のところに、計90名というふうに現分団員の総数が示されておりますが、本部分団を分団長以下10名で組織しますので、改正後の分団の定員につきましては、左側の一番下のところにございます100名というふうになります。構成の内容でございますけれども、現在、分団長については4名というふうに記載がありますが、こちらが1名増ということで5名になります。それから、機械団員でございます。現在20名でございますけれども、本部分団のほうに6名を増ということでありますので、機械団員につきましては26名となります。それから、一般団員につきましては、現在44名でございますけれども、新たに本部分団として3名を設置いたしますので、一般団員は47名となるところでございます。

以上で、条例改正の提案理由及び内容の説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 各分団においては、機械員の任期を4年とか5年とか設けてあります。本部分団においては、ここはどのようにされますでしょうか。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 花等議員の御質問にお答えいたします。

本部分団につきましては、業務を抱えての新たな負担となりますことから、各所属に負担を広く求めようと思っております。その後、職員ですから当然人事異動等がございますので、期間といたしましては特に定めないというふうにしております。ただ、おおむね2年から5年ぐらいをめどに任期をその間担っていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかに。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 9番の平田です。ちょっとお尋ねいたしますけれども、本部に消防団ができますが、これはおおむね町外者となっておりますが、昼はもちろん一番素早く出られると思いますが、夜の勤務は大体どういうふうに、夜の火災の場合は町外者もやっぱりここまで来て消火活動に当たるんですか。それともどんなふうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 平田一成議員の御質問にお答えいたします。

本部分団につきましても他の第1分団から第4分団同様に、夜間、火災が発生すれば、それは駆けつけて消火活動に当たるというふうにしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） じゃ、これで1日目の質疑を終わります。

日程第16. 議案第11号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第16、議案第11号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第11号 大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 地域振興課の久次でございます。

それでは、議案第11号大刀洗町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど朗読がございましたとおり、国において消防団の処遇改善を図るため、退職する団員に対する退職報奨金の引き上げが予定されておることから、本条例の改定をするものでございます。

処遇改善につきましては、昨年の12月に議員立法で消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律が12月に施行をされております。その中で、消防団の処遇改善ということでうたわれております。それに関するものでございます。

内容につきまして御説明をいたします。提案書の最後のページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうに条例の新旧対照表を掲げております。左側が新しい改正後の内容です。それから右側が現在の条例の内容でございます。

改正の内容につきましては、階級ごとに5年刻みで定めておりますけれども、引き上げに関しましては一律5万円を増とするというふうな内容でございます。したがいまして、階級並びに勤務年数それぞれの各段階におきまして、現在の退職報奨金の額に5万円を加算した額が新たに退職報奨金の額としてなるものでございます。

ただ、最低額が20万円というふうに定められておりますので、こちらにつきまして、新しい新のほうの表の左下のところの団員、こちらが本来でありますと19万4,000円でございますが、最低の退職金を20万円とするということですので、団員の部分が5年以上10年未満の

団員につきましては20万というふうに改正されるものでございます。こちらにつきましては上げ幅が5万6,000円となるところです。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第12号 大刀洗町大刀洗支所設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第17、議案第12号大刀洗町大刀洗支所設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

議案第12号 大刀洗町大刀洗支所設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 住民課の川原でございます。私のほうから御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第12号大刀洗町大刀洗支所設置条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、先ほど朗読がありましたとおり、大刀洗町役場出先機関として、現在の大刀洗支所を新たに大刀洗町菊池連絡所として配置することに伴い、大刀洗町大刀洗支所を廃止するため、提案するものでございます。

内容につきましては、2枚目をお願いいたします。

2枚目のほうに、大刀洗町大刀洗支所設置条例をつけておりますが、この条例は、第1条のところにありますように、地方自治法第155条第1項で、市町村にあっては、支所または出張所を設けることができる。また、第2項に、支所もしくは出張所の位置、名称、所管区域は、条例で定められなければならないということに基づいて制定をされております。

今回、変更いたします理由としましては、大きくは3点ございます。

まず、現在の支所については、この地方自治法で規定されております市町村の事務全般にわたっての事務をつかさどる総合出先機関ということと現状が大きく異なっております。

2点目に、人員体制について、正規職員に限らず、再任用職員、嘱託職員等でも柔軟に対応で

きるようにするということでございます。

3点目に、現在、支所のほうの利用者といいますのが、平均、日に13名か4名ぐらいとなっております。転入者の方とか、場所がわからないとか知らなかつたということをよく言われております。これを機に、PRをして、支所のほうも活用していただくということが1つ理由となっております。

また、あわせて、所管区域も菊池校区であることから、支所の大刀洗を菊池と変えて、菊池連絡所とするために、設置条例を廃止するものでございます。

菊池連絡所につきましては、規則で設置することにしておりますが、開所日、開所時間、業務の内容につきましては、現在の支所と同様でございます。なお、施行期日につきましては、前のページの附則にありますように、平成26年4月1日からの施行でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番、安丸です。

今の説明の中でもありましたけども、連絡所になつても業務内容は変わらないということだったかと思いますが、取り扱い業務は変わらないと思いますけども、話によると、再任用の方が配属になったときの住民サービスからの面での問題点というのが、再任用の方は、フルタイムじゃなくて週4日間の勤務というのも聞いておりますけど、そこらあたりの住民サービスの面からの変更はないんでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 4月からどなたがっていうのはまだ決まっておりませんけれども、再任用の方が支所のほうに行かれた場合、再任用については週4日それからフルタイムと、本人の希望によってなされるということですけれども、週4日になった場合、当初4日間あけることで検討しておりましたけれども、やはりサービス低下になるということで週5日ということで、もし4日間の選択をされた場合は1人になりますので、その場合は、今のところ、本庁から職員が出向いてカバーすると、そういう体制でいきたいと思います。

ただ、どうしてもやむを得ず行けない場合等もございますけれども、それについてはきちっと対応できるように、業務に支障がないようにしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今、大刀洗支所は、場所が就業改善センターのほうに移されて、2名の職員と嘱託職員で運用されております。同じく、就業改善センターでは、菊池の地域づくりがついておりまして、ここは毎日1人体制か2人体制か、ちょっと定かではございませんが、

連絡所になるのを機に、こここの仕事を統合といいますか、上手に、支所は支所の仕事、地域づくりは地域づくりの仕事じゃなくって、重なり合えるようなシステムになれば、効率もよくなるんではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 今の時点では、その部分はまだ検討しておりませんけれども、例えば例を申しますと、小郡市にサービスセンターというのが2カ所ございます。あすてらすの中と三国校区公民館です。そこには、同じように、今回支所みたいな住民票の交付とかという業務もあります。そこは、校区センターの職員の方と支所の仕事をしてある方と、兼務で配置をされております。部屋も1部屋で、2名なり3名の方が、両方の仕事をしてあるという形での運営をしてあります。そこは、今後の課題だというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかに。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほどの答弁で、事務の処理内容については変わらないということをお聞きしましたが、そうしますと、今回、支所条例を廃止して連絡所へ変更するというの、その最大の目的、本拠といいますのは、職員の身分に関する部分というふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 平山議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど説明しましたように、理由は幾つかございますけれども、今回、検討するきっかけになったところは、そのところになります。今、言われましたように、今後、職員数がかなり減ってきておりますので、必ずしも正規職員が行って業務をできるとは限ませんので、そこは、再任用なり嘱託職員の方で対応できるような形で、継続をしていきたいというところでの変更です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほど、別の議員もおっしゃったように、地域づくりと関連していくとか、いろんな方法もあると思いますし。例えば、支所は、今、県内では置いてるところは少ないんだよということ、よく説明の中でもあるんですけど、逆に、この高齢化とか、あるいは単身世帯化が進む中で、むしろ支所機能であるとか、そういう地域に根差した組織づくりという点では、逆に、これは僕は充実も必要という考え方もあるのかなと思います。1つは、現在の支所機能が、今後将来にわたって引き続き続けられるのかと、そこら辺の長期的な考え方を、まず当局のお考えを聞きたいと思うんですが。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 平山議員の質問にお答えします。

閉鎖するとか、そういうことは考えておりません。今度新しく変える体制で、続けていくというつもりでおります。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 多分、町長が最初に町長選挙、お出になったときに、私どもはアンケートをお願いしたけれども、そういうときにも同じような答弁があったように思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思いますし、私どもが住民の方にお願いしたアンケートにも、この支所の存続の要求ってのは非常に強くございました。ですから、どういう形で行うにせよ、変更ある場合は、やっぱり住民の方のニーズとか御意見を十分お聞きするという体制が必要じゃないかと思います。

もう一つですが、これは条例は廃止されます。そうしますと、今度は、この連絡所を設置する根拠というのは規則になるんです。そうなると、例えば、廃止しないとおっしゃったけど、連絡所を廃止する場合に、そうなると、議会の議決にはかからないということになると、そういう認識でよろしいですか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今、言われましたように、条例及び規則ですけれども、法令ということにつきましては変わりはございませんけれども、条例につきましては議会の承認が要ります。規定につきましては、議会のほうの議決は必要でございませんので、その部分は違います。

ただ、きっちと今回も菊池校区の議員さん、それから校区の区長さんに説明をいたしましたけれども、当然、変更する場合は、地域に説明をして理解をしていただいた上での変更をする必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そこをきちんと続けていきますよと、それから協議しますということを担保するためにも、この廃止条例と並びに連絡所を設置する根拠条例というものの新規の作成というものが私は必要だと思いますが、その辺の検討はいかがですか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

支所につきましては、地方自治法で規定されてますように、条例で定めないといけないというふうになっておりますので、条例で制定をしております。今回、連絡所につきましてはそういう規定がございません。よその例も見ましても、規定等で制定をされております。

それから、業務内容につきましても、廃止するということであれば非常に大きな問題ですけれ

ども、それを設置することにつきましては、条例に制定するというよりも規定で制定するというのが正しいやり方だと思いますので、そういう判断の上で、今回規定で制定をしておるところです。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 最後になりますが、条例を定めてはいけないということではないわけですよね。ですから、これは、よその事例も1つあるんでしょうけれども、私どもとしては、やはり将来にわたっての制度を担保していただくと、それから、変更なり廃止がある場合は、きちんと住民の代表機関である議会で諮ること、その点も含めて、今回は明文化というものをぜひともお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 平山議員の質問にお答えいたします。

条例の解釈については、おっしゃるとおり、法律に違反しない限りにおいて、自治体においては条例の自主制定がございます。地方自治法においては、支所、出張所を設ける場合は条例化しないといけないということを書いてるだけで、特に連絡所を条例化してはいけないということは書いておりませんので、できるかというと、多分可能だと思います。

ただ、川原課長も言いましたとおり、基本的には、規則、規定という形で全国的には制定されておることと、仮にまた何か変更がある場合には、手続き的には、地域の説明や議員さんの説明とか、同じものを必要だというふうにこちらも理解してますので、今回については、規則、規定等の対応をお願いできたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 平山議員の心配、いろいろですけども、首長の立場からして、もし私がいなくなっても、これを廃止するということになれば、そう簡単にできないと思います。さっきも説明したように、区長さんとか地元の議員さんたちに、ちゃんと説明して納得してもらわないとできないことですから、そう心配されなくていいんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第18. 議案第13号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（長野 正明）　日程第18、議案第13号損害賠償の額を定めることについてを議題いたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第13号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（長野 正明）　提案理由及び内容の説明を求めます。大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司）　子ども課、大浦でございます。

それでは、議案第13号損害賠償の額を定めることについて、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、先ほど朗読のとおりでございます。

この議案書の裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

損害賠償の額を定めることについて、1、相手方でございますが、こちらに記載のとおりでございます。

2、事故の概要でございます。平成25年7月8日午後1時50分ごろ、大刀洗町立大刀洗中学校の職員室等において、同校1年生の当事者に対して、同校教諭がいき過ぎた指導（体罰）を行い、左肩鳥口突起骨折と左肩打撲のけがを負わせた。生徒は、同日から治療を開始いたしまして、25年9月の3日まで治療が行われて、その日に終了しております。なお、損害賠償責任につきましては、国家賠償法により、学校の設置者が負うということになっております。

3、損害賠償額でございます。合計額37万4,458円でございます。この内訳は、下に書いているとおりでございます。看護料、通院付添費として2万4,600円、事故に係る交通費3,422円、精神的損害に対する賠償金、慰謝料でございますが24万3,600円。そのほかに、治療費等として7万7,236円。物損がありました。物損に係る費用として2万5,600円が内訳でございます。ただし、この治療費等と物損に係る費用、この2点につきましては、既に町のほうが一部立てかてる部分もあります。この賠償額につきましては、親権者の了承を、既にもういただいているところでございます。

次に、支払いの方法でございます。町から相手方の親権者の指定口座に振り込みし、支払うものでございます。

最後に、示談でございます。紛争を将来に残さないため、示談書を作成し、双方1通を保管するものといたします。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 9番、平田でございます。

ちょっとお尋ねいたしますが、……………
……………
……………この先生に対する処分、どういうふ
うな処置が取られたんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 平田議員の質問にお答えいたします。

これにつきましては、途中経過として6月ごろに1度、議員さん方に御説明させていただいたところでございます。その後、当該教諭に対する処置について述べさせていただきます。

まず、8月1日に、県の教育委員会から停職1カ月の処分を受けております。その同月5日には、教育委員会のほうから、校長と教頭に訓告のほうを言い渡しております。これは、直接当該教諭と関係ございません。失礼しました。11月21日に、久留米区の検察庁から、久留米簡易裁判所に対して、傷害として起訴されておられます。同月の22日に、略式命令により罰金刑が下されているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） これは、また、こういう先生は1度手を出したら、また2回、3回がどこの学校でも大体行われておりますが、そういう今度は起きないという保証、そういう問題点については何か考えられたことがありますか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、平田議員の質問にお答えいたします。

これにつきましては、まず事案当初から、県教育委員会の体罰によらない指導の手引きというものをもとに、学校内で研修を行いました。それまでの問題といたしましては、1人の生徒に対して1人の先生とか、少人数でかかわることに問題があったんだろうというものが出てきまして、その中で、全体で組織としてかかわるというふうな方向で研修会を進めているところでございます。

それで、あとは、当該生徒に対しましても、個別の支援計画を立てて、現在においてもスクールカウンセラーという専門員等、本人あるいは家庭のほう、いわゆる親権者のほうとの家庭とのつながりをもって手当てに当たっているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） こういうことが、2度と起こらないように、ひとつ今後十分に気をつけさせていただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 答弁がりますか。

○議員（9番 平田 一成） はい。

○議長（長野 正明） じゃ、答弁をお願いします。

○議員（9番 平田 一成） 返答をお願いいたします。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、平田議員の質問にお答えします。

当然、こういう暴力行為はあってはならないという立場のもとに、これまでも委員会のほうとしてはやってきたわけでございますが、今後、さらにこういう指導を強めながら、体罰の起こらない安全な学校であることを目指してやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第19. 議案第25号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（長野 正明） 日程第19、議案第25号損害賠償の額を定めることについてを議題いたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

議案第25号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） それでは、議案第25号損害賠償の額を定めることについて、提案理由及び内容について説明申し上げます。

下のほうに提案理由がございますように、町有車両による物損事故のほうの損害を補償するためございまして、地方自治法第96条第1項の13号の規定によりますと、13号のところに、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることというのがうたわれております。これに基づいて今回提案をさせていただいているところでございます。

内容について説明をさせていただきます。

まず、事故の概要でございますけれども、平成26年2月6日午前9時50分ごろに、大刀洗町本郷4465番地6、西本郷の公民館の敷地内においてでございますけれども、地域振興課職員が、業務のため、町有車両を駐車しようとしたところ、アクセルとブレーキのほうの踏み違いにより運転操作を誤りまして、敷地内の廃棄物倉庫へ衝突し、外壁と基礎ブロックの一部が破損したものでございます。

相手方としましては、西本郷区、廃棄物倉庫の管理者でございます。

損害額といたしましては4万9,350円となって、既に、もう工事のほうは終わってるようございます。

支払いの方法でございますけれども、財団法人全国自治協会のほうに町のほうが保険に入っています公用自動車の損害共済のほうから、相手方であります修理業者の方に、指定口座に振り込むこととしております。

御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 10番、森田です。

たまたま、私も、この日はこの事故を目撃した1人でございますけど、この物損の4万9,350円についてはもうこれでよろしいと思いますけど、運転していた方と同乗者の方が打撲を負ったということをあのとき聞いておりましたけど、そちらのほうの治療費等はどうなったんでしょう。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 森田議員の質問にお答えしますけど、確かに同乗者がおられてまして、まだそちらのほうは額が確定しておりませんので、また決まり次第、こういう形で承認をいただくことになるかと思っております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 私の記憶では、こういう物損事故とか交通事故が議題に上がったことはないよう思うんですが、事故は多分あってるんだろうと思うんですけどね。その普通の事故と、今度この議決にかけられた、何か違うんでしょうか。職員の交通事故とかで、私、あんまり記憶にはないんですけども。それとも、なかったのかもしれませんけど。

○議長（長野 正明） 過去には、こういう事例で議案になったことがないという質問でございますので、今までではなかったのかどうかと。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 花等議員の御質問にお答えしますけど、本来であれば、事故等が幾つかあっておりまして、額につきまして低額にかかわらず、物損等については議会の承認を取って

いく必要があったかと思っております。

ちょっと過去にあった部分について紹介をさせていただきたいと思いますけれども。あくまで、町の公用車で、ちょっとわかってる部分については——町の部分ですね。町の部分ですので、町の公用車だから、あくまで相手方がおる場合、町の部分については相手に傷を負わせた場合等についてでございますので、今、ここにちょっと把握してる段階で、1つは、福祉バス等の物損事故がございまして、平成24年の9月の10日ですね。それから、相手方があるのが、24年の11月2日、これも相手側があります。一応、2点ほどがちょっと今わかってるところで、ちょっと今把握してる、済いません。もう一つありました。もう一つが、ちょっと古いのになりますけれども、21年の12月25日に、これは西鉄バスと接触して損害を支払っております。それと、22年の3月1日、これも福祉バスのほうですけれども。済いません。これは、自分とこですので、これはございませんですね。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 過去には事故はあったけれども、議会には付されなかつたと。法的には、議会にかけるべきだということでのこの上程というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 花等議員の質問にお答えしますけども、先ほど申しましたように地方自治法の条例にも上げておりますけれども、第96条の第1項第13号に規定がありまして、先ほど申し上げましたように、13号は、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることちゅうのがうたつてありますので、大体、これに基づいて、限度額の損害額については議会の承認を得るということになっております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） だから、この法律は前からあったわけですから、本当は、議会に付して議決してからの損害賠償の処置をするべきところが、今までにはなされてなかつたということですね。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 花等議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおりでございまして、本来は、議会に議案として上程して、損害額については承認をいただく必要があったということで、大変申しわけなく思っておるところでございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第20. 議案第14号 町道路線の認定について

○議長（長野 正明） 日程第20、議案第14号町道路線の認定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第14号 町道路線の認定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第14号町道路線の認定について、今回の町道の新規認定2路線につきまして、提案理由及び内容について御説明いたします。まず、議案第14号の議案書の2ページをごらんください。

まず、1路線は、認定番号337番、路線名は本郷39号線、延長は78メーター、道路幅員6メーターでございます。3ページの地図をごらんください。場所としましては、大刀洗運動公園、斎場たちあらいの西側で、この道路につきましては、開発行為に基づく道路でございまして、約2,800平米の造成を行いまして、この中に11区画の分譲宅地として開発された造成区域でございます。この中に、延長78メーターのLの字の形をした道路がつくられまして、町の開発指導要綱に基づいてつくられた基準に合致した道路でございますので、町道認定をさせていただくところでございます。

次に、再度2ページをごらんください。

2本目の路線は、認定番号338番、路線名は鴨屋敷線、延長は57メーター、幅員は9.6メーターでございます。場所につきましては、1番最後のページ、4ページをごらんください。図面の下のほうが、国道322号線、Tの字の鶴木交差点部分から北側の部分の57メーターでございます。北の部分は、鶴木側沿いの既存の町道高樋上高橋2号線が来ておりまして、この町道と国道322を接続するための道路でございます。

以上、2本について説明を申し上げましたので、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番の黒木です。

この本郷39号線と鴨屋敷線ですね。これにつきまして、路線はわかりますけれども、本郷の39号につきましては、ここについては、このメーター数の、ちょっと字図がわかりませんが、寄附かどうかちゅうふうなことをちょっとお聞きしたいと思います。寄附なのか、買収なのか。

それと、この2点目ですね。鴨屋敷線ですね。これにつきましては、結局、1つは地目は田だと思います。宅地だと思います。1つは、結局、北側のほうは水田ですので、どのように分筆されて、これじやちょっと図面がわかりませんので、字図か何かで一応していただいて、これは買収か寄附かちゅうふうなことをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは、黒木議員の御質問に回答します。

まず、1本目の、認定番号337号の本郷39号線でございますけども、これは開発区域に基づいてできた道路ですので、これは寄附となっております。

2本目の338号の鴨屋敷線ですけども、これについては議員の御指摘のとおり、南側が宅地でございまして、その上が田んぼでございます。これについては、買収で計画をしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） これは、もう買収ということですので、契約が終わったのか、それとも議決してからお金が支払いされるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 黒木議員の御質問にお答えします。

今回、3月議会で町道認定を申請させていただいて、買収等につきましては、26年度予算で実施をしたいと考えておりますので、これから用地交渉になります。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで、1日目の質疑を終わります。

それでは、ここで2時20分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時08分

.....

再開 午後2時20分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き、再開いたします。

山本総務課長より、補足説明がございます。先ほどの、損害賠償の額を定めることについての議案について。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 森田議員から質問のありました運転者と同乗者の損害はどうかということでしたけども、これにつきましては、公務災害のほうで対応されることになりますので、運

転者、同乗者とも、損害の賠償とは対象になりませんので、先ほどの回答は訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

日程第21. 議案第15号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（長野 正明） それでは、日程第21、議案第15号平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第15号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） それでは、議案第15号平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由、内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読ございましたように、歳入歳出それぞれ7,070万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ62億1,359万7,000円とするものでございます。

それから、第2条のほうに、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用することができる経費については、第2表繰越明許費によるものでございまして、後ほど説明させていただきます。

それから、第3条に地方債の補正でございます。地方債の変更及び廃止は、第3表地方債補正によるということで、これも後ほど説明をさせていただきたいと思います。

今回の主な補正の内容でございます。基本的には、不用額等の減額と、それから工事請負費等の入札による執行残等による減額部分と、25年度国の補正予算に伴います道路等の2,500万円分の追加と、それから1億円ぐらい、基金のほうに積みましたので、今回、増額となってところでございます。

内容について、御説明申し上げますので、歳出のほうから説明をさせていただきたいと思います。主なものだけ説明をさせていただきたいと思います。15ページが歳出になりますので、まずこちらのほうからお願いいたします。

最初に、2款1項1目の一般管理費でございます。今回、1,005万円を追加をお願いするものでございまして、内訳といたしましては、3節の職員手当等に、そのうちの時間外手当の中に670万ほど計上させていただいておりまして、これにつきましては、職員数が89人から

83人と、6名減少に伴いましたのと、4月と7月に機構改革等で職員の異動があったために、今回、これだけ追加させていただくものでございます。

それから、1ページはぐっていただきまして、16ページの真ん中辺でございます。

19節の退職手当組合特別負担金でございます。これについては、25年度も勧奨退職によりまして2人退職いたしますので、その部分の特別負担金として892万を計上させていただいているところでございます。

それから、次の、5目の財産管理費でございます。3,613万9,000円の追加をお願いするものでございまして、主なものといたしましては、次のページの、25節の積立金でございます。公共施設整備基金積立金として3,620万6,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、次の、8目の電算事務費について。総額は、100万の減額でございますけれども、18節の備品購入費のところにありますように、無停電源装置を3台、新たに買いかえさせていただきたいと思います。これにつきましては、先日、停電等が発生いたしまして、現在あります機能が全く、住民課から総務課までがバッテリーの劣化等によりまして機能が果たせなかつたということで、今回、買いかえを予定してあるところでございます。

それから、はぐっていただきまして、18ページのところの、2款3項1目の住民基本台帳費の28万5,000円の追加でございます。これにつきましては、11節の需要費に上げておりますとおり、証明書の偽造防止用の印刷、それぞれ説明に上げておりますように3点ほどございますけれども、在庫的にはまだありますけども、消費税が上がるということで、今回前倒しで買うために予算を計上させていただてるところでございます。

それから、はぐっていただきまして、20ページのほうお願いしたいと思います。

20ページのところの、3款1項2目の障害児者自立支援費でございます。補正額は、1,456万2,000円でございます。主なものといたしましては、20節の扶助費のところでございます。こちらのほうに、障害者（児）の介護、訓練等の給付費が1,157万円。それから、障害児通所支援費として670万ほど不足しますので、この部分として計上させていただてるところでございます。

それから、次のページの、3款1項の7目のひとり親家庭等医療医療費につきましては107万5,000円でございますけれども、これについては20節の扶助費に50万円、それから23節の償還金として、県への返還金という形でこの部分を増額させていただいております。

23ページのほう、お願いしたいと思います。

3款2項1目の児童福祉総務費でございます。こちらのほうの、19節の負担金といたしまして、保育士待遇改善臨時特例事業補助金として新たに補助対象となっておりますので、281万

1,000円を追加させていただいております。

それから、20節の扶助費でございます。金額といたしましては770万円で、それぞれ各園の園児数とかが確定しておりますので、それぞれ増減はありますけれども、大刀洗保育園と菊池保育園のほうは一応増額という形で、今回これだけを計上させていただいております。

それから、めくっていただいて、25ページのほうお願ひいたしたいと思います。

25ページのほうが、5款1項5目の農業振興費といたしまして、38万3,000円の追加をお願いしております。内容といたしましては、19節のところの中段のほうにありますけれども、経営体育成支援事業補助金として、田植機6台植え1台部分として79万9,000円を追加をさせていただいております。

それから、次のページ、26ページのほうの、15目の農業農村整備費については、728万4,000円の減額となっております。主なものとしましては、県営農業水利施設保全対策事業費負担金として、両筑土地改良区からもらって、県のほうに支払うようにしておりますけれども、直接、両筑改良区のほうから県のほうに支出しておりますので、これは減額をさせていただいております。歳入のほうについても、これは減額というふうになります。

それから、27ページの下の方でございます。

7款2項3目の社会資本整備総合交付金事業費でございます。補正額が2,150万ということになりました、工事請負費として掲げておりますように、工事費、通学路対策町内一円が1,650万と、それから通学路の対策、ゾーン30でございます。こちらに、600万円を新たに計上させていただいております。

次のページをはぐっていただきまして、28ページのほうでございます。

7款3項2目の公共下水道費でございまして、こちらのほうにつきましては、6,394万8,000円を追加をお願いしております。主なものといたしましては、25節の積立金といたしまして、7,000万5,000円を下水道施設整備金として積み立てを考えておるところでございます。

それから、29ページのところの、7款7項1目の公園管理費でございます。31万6,000円の追加でございまして、これは、大刀洗公園の中の電灯等が5基ぐらい壊されておりましたので、それに伴う修繕として55万3,000円を計上させていただいております。

飛ばしまして、33ページのほうお願ひいたしたいと思います。

33ページの、9款6目4項の運動公園管理費でございます。44万1,000円の追加という形で、これは運動公園内遊具等の修繕費として、今回緊急を有するものだけを予算計上させていただいているところでございます。

それから、最後の、11款1項の2目の利子については、長期債の利子として、一応額のほう

がもう確定しましたので、578万6,000円を減額をさせていただいているところでございます。

それでは、歳入のほうに入らせていただきたいと思います。歳入につきましては、9ページからでございます。

まず、2款の地方譲与税、それから、その中の自動車重量譲与税、それから、7款の自動車取得交付金等につきましては、一応額が確定しましたためにこの額を計上させていただいております。

9款の地方交付税につきましては、今回、普通交付税につきましてが、一応全額計上させていただいておりまして、こちらが約2,449万6,000円。

それから、特別交付税につきましては、今回、6,000万円ほどを追加させていただきまして、例年ですと、あと2億円ぐらい、昨年はあってますので、まだ5,000万円ぐらい入る予定かと思っております。

それから、次の、11款の分担金及び負担金につきましては、先ほど説明したように、両筑土地改良区の分の分担金は、直接、県のほうに払っておりますので……。工事減。済いません。工事減による減額だそうです。工事減によりまして、この分、入ってきてないということでございます。

それから、13款1項の民生費負担金でございます。419万5,000円の減額になっておりますけれども、内訳としましては、1節の社会福祉負担金につきましては、また新たにそれぞれ負担給付費がふえておりますので、県のほうから障害者自立支援給付費負担金と障害者施設支援措置費については増額となっております。4分の2の補助でございます。

続きまして、次のページの10ページをお願いいたします。

13款2項1目の民生費国庫補助金の減額の711万7,000円でございます。これについては、2節の児童福祉費補助金については、県のほうへ振りかえておりますので減額となっております。

それから、次の、3目の土木費国庫補助金は、1,500万円の補正でございまして、先ほど申しましたように、社会資本整備総合交付金が補正予算で措置されましたので、10分の6を計上させていただいております。

それから、13款3項4目の教育費委託金につきましては、これは県費のほうから逆に国費のほうに25万円を組みかえておるところでございます。

14款1項1の民生費県負担金でございます。1節の社会福祉費負担金につきましては、これは国費のほうから県費のほうに切りかえをしている部分でございます。

それから、14款2項1目の総務費県補助金でございます。これにつきましては、1,051万

8,000円を追加をさせていただいておりまして、1つが地域のきずなづくり推進事業補助金といたしまして、先月の2月の27日に、地域フォーラムということで椎川先生のほうを講師にお招きした部分が、県の補助対象になりましたので、35万円を追加をいたしております。

それから、再生可能エネルギー等の導入推進事業負担金です。これは、庁舎の太陽光発電を設置することに伴いまして、一応、額が確定しましたので、1,000万円ほど増額をさせていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。

14款2項2目5節の児童福祉費補助金につきましては、国から県への補助金の組みかえという形で、下から2つが組みかえでございます。真ん中の保育士待遇改善臨時特例補助事業は10分の10で、341万1,000円ほど来ております。

それから、次の、3目の衛生費負担金補助金については、新たな事業という形で116万9,000円を計上させていただいております。内容は、説明に書いてあるとおりでございます。

それから、15款1項2目の利子及び配当金で850万。これは、基金の利子を、それぞれの説明に掲げてるとおり、予算を計上させていただいているところでございます。

17款の2項1目基金繰入金につきましては、全額を減額させていただいております。1億9,072万8,000円、繰り入れしないところで、今回財源が確保できたために減額をしております。

それから、次のページの14ページです。

こちらについては、18款1項1目の繰越金という形で、前年の繰越金を全額、1億9,505万2,000円ほど計上させていただいております。

それから、20款1項4目の土木債につきましては、総額では860万の減額でございますけど、内容といたしましては、25年度の補正予算に伴います公共事業債が800万円と、地方道路等の整備事業債については1,660万円を減額をさせていただいております。

歳入は以上でございまして、あと、繰越明許のところをちょっと説明させていただきたいと思います。

5ページのほうのところに、第2表として繰越明許費を上げております。こちらにありますように、2款1項の総務管理費の無停電源装置取替費、それから、最後のほうの、7款2項道路橋りょう費の社会資本総合整備交付事業まで、一応7事業につきまして、26年度へ繰り越すようにいたしております。総額といたしましては、3億2,090万8,000円でございます。

次のページに、第3表に、地方債の補正という形で計上させていただいております。まず、変更につきましてでございます。こちらに4事業ほど計上させていただいております。公共事業債、それから緊急防災災害事業、地域活性化事業、それから一般事業という形で、それぞれ事業の確

定に伴いまして起債に充当できる額が確定いたしましたので、1,910万円ほど減額いたしまして、1億7,480万円で合計はなっております。

それから、2番目の廃止でございます。地方道路等整備事業債につきましては、1,660万円ほど当初計画しておりましたけども、額も小さいということと、また財源的に対応できたということで、今回起債はかかるないようにいたしたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第22. 議案第16号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（長野 正明） 日程第22、議案第16号平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

議案第16号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 健康福祉課の渡邊でございます。

それでは、議案第16号平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正の額は、先ほど読み上げありましたように、歳入歳出それぞれ3,033万5,000円を追加するものでございます。

6ページで、歳出のほうから御説明をしたいと思います。

主なものとしまして、2段目の、1款総務費2項徴税費賦課徴収費でございます。こちらにつきましては、現在、税務課のほうで滞納整理に当たっていただいている嘱託の方について、現在、週1回来ていただいておりますので、社会保険もつかないということで、その分について減額をしているものでございます。当初予算が318万5,000円で、減額の130万8,000円で、187万7,000円にするものでございます。

次に、第2款保険給付費第1項療養諸費の第1目一般被保険者療養給付費でございます。こち

らにつきましては、療養給付費の不足ということで3,000万円を補正いたしまして、合計の9億199万7,000円にするものでございます。

次に、第2款保険給付費第4項出産育児諸費の1目出産育児一時金でございます。こちらにつきましては、予測として2名分不足ということで、84万円を補正いたしまして、1,008万円とするものでございます。

それと、次に、第8款保健事業費第1項特定健康診査等事業の1目特定健康診査等事業費でございます。こちらにつきましては、事業の完了と一般会計との補助金の調整もありましたので、19万2,000円の増で、1,193万4,000円とするものでございます。

それと、次のページ、7ページをお願いいたします。

7ページ、第9款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目の償還金でございます。こちらは、24年度の額の確定によりまして、療養給付費等交付金の返還金として60万5,000円を補正いたしまして、2,060万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入、5ページになります。

歳入の財源としましては、まず、9款繰入金1項の他会計繰入金で、一般会計繰入金のほうは、補正の減額の74万2,000円。これは、国保の職員等の職員減額によるものでございます。減額が130万2,000円。それと、先ほどの助産費等繰入金のほうが3分の2繰り入れしますので、56万円を繰り入れをします。

それと、次に、10款繰越金1項繰越金1一般被保険者繰越金。こちらの予算を3,107万7,000円補正しまして、3,134万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞ御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第23. 議案第17号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（長野 正明） 日程第23、議案第17号平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第17号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について

て

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） それでは、続きまして、議案第17号平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ639万7,000円を追加するものでございます。

6ページをお願いいたします。歳出のほうから御説明いたします。

まず、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。こちらは、職員の異動に伴う給与の増減でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらは、今年度の額の確定によりまして、650万3,000円を補正いたしまして、1億6,687万8,000円とするものでございます。

続きまして、上のページ、5ページの歳入でございます。

まず、1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料2目普通徴収保険料。こちらを256万1,000円補正しまして、これは実績に基づきまして、合計を4,780万9,000円。内訳としまして、現年分が152万円、滞納繰り越し分を104万1,000円を補正するものでございます。

次に、第3款繰入金第1項一般会計繰入金1目事務費繰入金。こちらは、事務費の精算によりまして、10万6,000円の減額となっております。

次に、第4款繰越金第1項繰越金の第1目繰越金。こちらを394万2,000円補正いたしまして、402万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第24. 議案第18号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（長野 正明） 日程第24、議案第18号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

議案第18号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは、議案第18号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、お手元の資料1ページをごらんください。歳入の欄でございます。

補正前は、6億9,534万8,000円でございます。補正額307万3,000円を補正しまして、合計の6億9,842万1,000円でございます。

詳細につきましては、7ページをごらんください。

歳入の部で、まず、1款の分担金及び負担金の欄でございまして、1目下水道事業費負担金、これが下水道事業負担金として160万円の増額。それと、滞納繰り越し分として30万円の増額。これは、収入実績により増額をしております。合計190万円の増額をいたしております。

次に、2款使用料及び手数料の2目公共下水道使用料でございます。これも、収入実績により増額をしておりまして、公共下水道使用料滞納繰り越し分として200万円を増額をしております。

次に、3款繰入金。これは、一般会計繰入金ということで、下水道特別会計の中で一般会計より調整を行いまして、繰入金をしている分でございまして、今回はその繰入金を1,082万7,000円を減額をしております。

6款町債1目下水道事業債。これにつきましては、まず、流域下水道事業債としてはマイナスの820万円を減額しておりますけども、追加として、これは高樋西部開発の管渠工事として、下水道事業債として公共下水道債として890万円を計上しております。差し引きの70万円の増額をしております。

最後に、7款国庫支出金でございます。1目下水道事業国庫補助金。これは、930万円を増額しております。

次に、歳出でございます。2ページをごらんください。

補正前が、6億9,534万8,000円、補正額307万3,000円、差し引き、計の6億9,842万1,000円でございます。

詳細を申し上げます。8ページをごらんください。これについては、主なものを申し上げます。

まず、中段の、2款公共下水道費の1目一般管理費の中の19節負担金、補助金及び交付金の中で、筑後川中流右岸流域終末処理場維持管理負担金として、337万5,000円を増額をし

ております。これにつきましては、当初の流入予定よりも流入量が増加した。要するに、加入世帯がふえたということで、この337万5,000円を増額です。

次に、2目公共下水道整備費としまして、13節委託料900万円。これは、高樋の西部開発区域の中で、管路施設等の実施設計業務委託料ということで900万円を組んでおります。

次に、15節工事請負費970万円。これも同じく、高樋西部開発区域内の本工事として970万円を組んでます。ただし、この委託費900万円と工事費970万円につきましては、平成25年度補正予算で計上しております。本年度ではなくて、26年度に繰り越す予定にしております。

以上です、歳出につきましては。それと、3ページをごらんください。

繰越明許費についてでございます。先ほど申し上げましたように、平成25年度の補正予算として、高樋西部開発区域の下水道整備事業として、平成25年度に補正予算を申請しまして、事業費として平成26年に繰り越す分でございます。内訳としましては、設計業務委託料として900万円、工事費として1,300万円の計2,200万円を計上しております。

次に、地方債の補正につきまして、4ページをごらんください。

1、追加の分の地方債として、平成25年補正を申請しまして、国庫補助金と受益者負担金を差し引いた町負担額890万円を追加で補正しております。

次に、2、変更としまして、地方債の変更として、下水道事業債の1,920万円を820万円減額しまして、1,100万円に変更しております。理由としましては、筑後川中流右岸流域下水道事業建設負担金、要するに福童浄化センターの建設工事が、当初予算よりも少なかつたために減額になったものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 8ページの、2款1項2目の公共下水道整備費ですね。これで、今度、補正が1,870万円と。内訳が、委託料で900万円と、それから工事請負費で970万円。この管路施設等が入ってますから、管路と構造物があると思いますけど、いわゆる委託料が半分は委託料ちゅうことですけども、これは前回の分が不足してあったのか、それとも、今回の分に複雑な構造物があるのか。そこら辺、ちょっと内容を教えていただかないと。普通は、大体、工事に出て、多くても2割から3割が委託料なんで、工事費が2,000万円やったら、大体幾ら多くても400万円か300万円ぐらい。そこら辺、ちょっと教えてください。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは、山内議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりに、工事費について委託料が高いと思われると思いますけども、実際のここ

の高樋西部開発区域においての工事費としては、今回は970万円を計上しておりますけども、26年度として約2,000万円を計上しております。合計の工事費としては、3,000万円を計画しております。その中の委託費として900万円が計上されてるわけでございます。

工事の内容としましては、高樋西部の開発区域12ヘクタールのうちの、今回4ヘクタールが工事が終わって、開発行為が終わっております。残り8ヘクタールが今後の開発予定になっておりまして、この工事が終わった4ヘクタールにつきまして、平成25年度より下水道区域の変更ということで都市計画区域の変更をやっております。その下水道区域の変更が終わりましたので、今回、26年度として下水道の事業を、国の補助金をもらいながら施工していく予定でございますので、25年度補正と26年度の事業費を合わせると、約4,000万円。そのうちの工事費が、3,000万円もしくは3,100万円という状況でございます。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） 11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 大筋わかりましたけど、そうしますと、下水道区域とか、そういう事務的な守備範囲を決める等も入れてからの委託料と理解しとつていいんですかね。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 御質問にお答えいたします。

下水道区域の変更については、また別途委託をしておりますので、今回の4,000万円という工事は、業務委託費が900万円と、管工事費が約3,000万円でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第25. 議案第19号 平成26年度大刀洗町一般会計予算について

日程第26. 議案第20号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第27. 議案第21号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

て

日程第28. 議案第22号 平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について

日程第29. 議案第23号 平成26年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第30. 議案第24号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（長野 正明） 日程第25、議案第19号平成26年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第30、議案第24号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以

上6件については関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。

それでは、日程第25、議案第19号から順次提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） それでは、議案第19号の平成26年度大刀洗町一般会計予算についてから、議案第24号大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまでは、議案書の朗読によって提案にかえさせていただきたいと思います。

なお、内容の説明につきましては、全議員の委員で構成されます予算特別委員会が設置された後、その中で説明させていただきます。それでは、まず、一般会計から朗読をいたします。

議案第19号平成26年度大刀洗町一般会計予算。

平成26年度大刀洗町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億7,055万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

（地方債）第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

（一時借入金）第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月6日提出、大刀洗町長安丸国勝。

続きまして、特別会計の予算つづり書があるかと思いますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。まず、ピンクの表紙、国民健康保険の特別会計予算書になっております。1ページはぐっていただいたところからです。

議案第20号平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算。

平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億802万5,000円

と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月6日提出、大刀洗町長安丸国勝。

続きまして、オレンジ色の後期高齢者医療保険特別会計の予算書でございます。1ページはぐっていただきまして。

議案第21号平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算。

平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,889万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成26年3月6日提出、大刀洗町長安丸国勝。

続きまして、黄色の表紙のほうに、大刀洗診療所特別会計予算書があるかと思います。1ページはぐっていただきまして。

議案第22号平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算。

平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ304万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は、5,000万円と定める。

平成26年3月6日提出、大刀洗町長安丸国勝。

それから、緑の表紙があるかと思います。土地取得特別会計の予算書でございます。1ページはぐっていただきまして。

議案第23号平成26年度大刀洗町土地取得特別会計予算。

平成26年度大刀洗町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ441万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成26年3月6日提出、大刀洗町長安丸国勝。

最後になります。ブルーの表紙があるかと思います。下水道事業特別会計予算書でございます。

1ページはぐっていただきたいと思います。

議案第24号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計予算。

平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億865万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月6日提出、大刀洗町長安丸国勝。

以上、特別会計まで含めて6会計でございます。朗読により提案にかえさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（長野 正明） それでは、お諮りいたします。

日程第25、議案第19号平成26年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第30、議案第24号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第19号平成26年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第30、議案第24号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上6件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月10日月曜日、議会散会後に協議会室で開会いたします。

○議長（長野 正明） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後3時17分
